

平成25年第3回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

平成25年9月19日（木曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 4 4番 藤田節夫君（P 76～P 98）

No. 5 1番 鈴木勝久君（P 102～P 120）

・出席議員（17名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	金田勝義君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	相川博君	農業委員会 事務局長	近藤伸男君
代表監査委員	鈴木光明君		

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（鈴木宏始君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁も含め1人につき約90分以内を原則といたします。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 議長に申し上げます。

この一般質問を通じて、昨日の私の質問に対して、村長に対して、かなりの嘘偽りがございますので、今後、この一般質問を通じて、嘘偽りの答弁だけは絶対にやめていただくことを望みます。

○議長（鈴木宏始君） 例えば具体的に。

○16番（室井清男君） やっていないことをやったとか、わからないことをあたかも知っているようなことを言うことが往々としてあるので、これを注意していただくようお願いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） ただいまの議事進行について具体的な言及はございませんでしたけれども、そのような場面もあったのかなと議長のほうで判断をいたしまして、村長には答弁の際、そのようなことがないように十分にご注意をいただきたいとお願いを申し上げます。（不規則発言あり）

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ご指摘ありましたので注意はいたしますが、ただいま具体的と私申し上げました。議長もそのことがあったのやに、今ご発言ありましたので、どの部分か具体的に示していただきたい。

○議長（鈴木宏始君） 16番室井清男君、具体的にお示してください。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 具体的に申し上げますれば、町村会の活動においてこういうことをやったとかということ、これは速記を起こしてみればよくわかりますが、それをつぶさに調べてみれば、ないことをあったということはかなり私に申されておりますので、今後この一般質問を通じてそういう部分があってはならないから、議長から厳重に注意していただきますことを議長に望むということでございます。

これ、実際にあったことかないことか、これ速記を起こせばわかりますから。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 議運長、ちょっとお願いします。

ただいまの16番室井清男君の議事進行発言でございますけれども、いずれにしま

しても議長に対する質問でございますので、これは、会議録等の調査については後日やるということで、16番室井清男君にはご理解をいただきたいと思えます。

なお、いずれにしましても、そういうことがあってはならないというふうな意味では、ただいま議事進行発言で十分に執行部側の皆さん方にもご理解をいただきながらご答弁をお願いしたいというふうに思えます。

16番室井清男君。

- 16番（室井清男君） 1つ目の理由を申し上げますれば、昨日は、村長は、町村会の中でもってこういう活動を起こしているんだということを言っているのですから、これを正確に言うならば、いつ幾日どういう活動を起こしたという日にちはきちんと入らなくてはならないのですよ。それを、町村会でこうやった、県の段階でこうやった、全然日にちも何も入っていない、調べてみればそういう経過もないということでございますので、ですから、そういったことのないようにひとつ、町村会でこういう活動をやったと言ったら、何月幾日、どういうメンバーを集めてどういうことでこうやりましたということがなくてはならないのです。それが昨日全然入っていないものですから。そういったことでもって調べてみれば、その日にはなかった、何もなかったという、これはもう嘘偽りになってしまうのですよ。

だから、そういったことのその内容に、これからの答弁については十分、これ村長に注意していただかなくてはならないことでございますのでよろしく願いいたします。

（「議長、議事進行」という声あり）

- 議長（鈴木宏始君） 5番金田裕二君。

- 5番（金田裕二君） 5番金田裕二です。

ただいまに関連しまして、質問者にも、昨日の質問内容の中で、何か偽りがあるような発言がありましたので、その内容と申しますのは質問の中で、森雅子少子化大臣と面会をしたと。そして、またすぐ面会する予定になっておるという発言がありましたので、即、私は確認とったところ、事務所のほうへ確認とりました。そういった予定は入っておりませんということでございましたので、それはいかがなものかなと思っております。それは嘘偽りではないのでしょうか。それは議長のほうからもそういったことのないように十分注意していただきたいと思えます。

以上です。

- 議長（鈴木宏始君） ただいま、5番金田裕二君からの議事進行発言がございました。皆様、お聞きのとおりでございますので、そのように皆様にも、そのようなことがないようなことで（不規則発言あり）いずれにしましても、そのようなことで、各質問者にもご注意をいただきながら一般質問をやっていただきたいとお願いをしまして、この件についての協議は終了させていただきます。

それでは、通告第4、4番藤田節夫君の一般質問を許します。4番藤田節夫君。

◇4番 藤田節夫君

1. 高齢者支援事業について

2. 放射能対策について

3. 公契約条例の制定について

○4番（藤田節夫君） 4番日本共産党の藤田です。通告に従いまして一般質問を行います。

はじめに、質問事項の訂正をお願いいたします。

質問事項については「高齢者支援事業について」となっておりますが、訂正して、「村の福祉対策事業について」と訂正させていただきます。質問要旨につきましては変更ありませんのでよろしくお願いを申し上げます。

それでは質問に入らせていただきます。

私たちの暮らしは大変厳しい状況になってきております。（不規則発言多数あり）

○議長（鈴木宏始君） 静粛に願います。

○4番（藤田節夫君） 既に電気料金の値上げがされ、ガソリンや灯油をはじめ多くのものが値上がりをしております。また、介護保険料をはじめ社会保険料は上がる一方で負担が増え続けております。さらには、年金が削減され、消費税の税率も4月から8%に、平成27年には10%に増税しようとしております。

このような中、低所得者をはじめ高齢者の方々の生活はますます厳しい環境に追い込まれます。安心して暮らせる村づくりとして福祉政策を強化すべきではないかと思っております。具体的に村長のお考えをお伺いします。

まず1点目に、デマンド乗り合いタクシーの導入についてお伺いします。

このことについては、私はこの場で何度か質問をしてみました。高齢化社会が急速に進む中で、今、県内をはじめ全国の自治体でデマンド型乗り合いタクシー、ドア・ツー・ドアの導入が実施されております。高齢者や障害者、学生など交通手段を持たない方たちには大変利用しやすい交通手段になっております。西郷村においても、先ほども申したとおり、何度かこのことについて村長の考えをたどしましたけれども、いまだに検討委員会も持たれていない状況です。

改めて、今日、これまでの経過と村長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 4番藤田議員の一般質問にお答えいたします。

福祉関係でございまして、デマンド型乗り合いタクシーの導入についてのご質問でございまして。

本村の公共交通は、白河市と西郷まで福島交通に委託をして路線バスを走らせております。平成18年に、利用者の減少と村負担の増加から、総体的に減便による経費の削減と、新白河駅やジャスコを經由循環バスの導入等により、利用者の利便性の向上を図りながら見直しを進めてまいりました。

利用者数につきましては、平成18年度の6万1,335人から、平成24年度では4万1,962人と大幅に減少いたしました。ここ数年は4万人弱を推移し、震災のあった平成23年度以降は逆に増えている状況にございます。本村も着実に高齢化社会に向かう中で、おただしのように、高齢者支援事業として外出支援サービスが

スタートしておりますが、通勤や通学、買い物等に、車を持たない、いわゆる交通弱者に対する公共交通のあり方として、デマンド型乗り合いタクシーやコミュニティーバスの導入など新たな交通システムを含め、調査を実施し、西郷村の現状を把握しながら検討をして、引き続きやっているところでございます。

本村の公共交通の見直しにつきましては、西郷村地域公共交通会議という、村民をはじめ交通機関等を含めたさまざまな団体が参加する組織がございまして、この組織の中で協議をしながら進めてまいりますのでご理解をお願いしたいと思います。

議員から、引き続きずっと、デマンドまたバスの導入がお話しされております。現在の路線バス、それから、介護タクシー、いろいろ動いている中において、今後のこの公共交通弱者に対する路線バスのあり方。いろいろ、学校関係の通学バスとかいろいろな動いている部分があります。それを統合できるのか、あるいは、新たな、議員ご指揮のようにデマンド型のみに移行するのか。あるいは併存するのか。そういったことをさまざまにいろいろな議論がございまして。デマンド型の話も当然ございまして。ほかの例、あるいは、近くでは中島村等がやっております。そういった例と。それから西郷村の特殊性。西郷はやはり、病院、学校、その他については、通勤・通学、白河を向いております。

それと同時に、この循環ということで肋骨、東西に行く、白河に行くと同時に縦に、原中から羽太に行く、そういった路線も必要であります。それを考えたときに、JR白河駅と新白河駅との関係、あるいは、病院だけであれば今度は病院のこのデマンドバスがありますね。そういったものの関係。それから、乗り合いにおける程度の問題ですね。そういった1台当たりの輸送量。そういったこともいろいろ考慮してどれがいいかというふうに生かせるのが1つの目標であります。

ただ、高齢化率は具体的に進行しておりますので、免許証の返上とか、あるいは家族の協力が得られない場合とかいろいろ地域的にもあると思いますので、さらに検討を加えながら議員のご提言も含めまして、収束させていきたいというふうに思っております。

- 議長（鈴木宏始君） 再質問の前に議長より藤田節夫君に確認のためにお尋ねしますけれども、この質問の要旨は全く変わらずに質問事項を変えるということでございましたので、それはそれなりによからうと思っておりますけれども、もう一度、この高齢者支援事業についてを取り消して、その質問事項を何というふうに改めるのかだけもう一回、もう一度おっしゃっていただきたいです。

4番藤田節夫君の再質問を許します。

- 4番（藤田節夫君） 質問事項に「高齢者支援事業について」と提出しましたのですけれども、私の質問要項の中では、高齢者だけでなく福祉関係、高齢者に絡む関係もありますので、これを福祉支援事業……

- 議長（鈴木宏始君） 村の。

- 4番（藤田節夫君） 村のね。

ということに訂正したい。

○議長（鈴木宏始君） 村の福祉支援事業について。

○4番（藤田節夫君） はい。

○議長（鈴木宏始君） わかりました。

どうぞお続けください。

○4番（藤田節夫君） これまでも村長の考え聞かせていただきましたけれども、今日も何ら進歩することなく、村の状況はこうだとか通学はこうだとかそんな状況なんですよ。

私、中島村に行って、中島村はもう大分以前からやって、新多目的交通システム事業ということでやっております。この中島村は商工会に委託をして高校生の通学バス、それから幼稚園、児童クラブの送迎、そして乗り合いタクシーとして一般の村民が、村内はもちろん矢吹町、泉崎村、白河市の病院、銀行、買い物などへの利用ができるような交通システムになっております。これを全てまねしろとは言わないですけども、どこも高齢化社会が進む中で今の交通システムではもたないんですよ。今の、当然、独居というか一人住まいの家庭、労働世帯の家庭、家に家族がいてもほとんどもう仕事に出て買い物にも出れない、バスがあってもバス停まで遠いと。さらに、高校生、私何度も言いますが、今、白河の定数が、本当にだんだんだんだん毎年定数削減されて、高校の。それで、今は棚倉なり郡山まで通っている子どもたち。朝一番のバスでは間に合わないんですよ、これ。つなぎの電車、バスが。そういった意味で私何度も言っているんですね。

そういったところもあります。そういったところは、矢祭町や鮫川村などは交通費として助成をしているんですよ、そういったところは。私これ何回も言っていますよ、ここで。西郷村といたらそういう手だてもないんですよ。だってバス、もしバス利用したって、私のところだったら片道500円はかかりますよ、バス。往復1,000円ですよ。1か月どのぐらいかかるかざっと出てくる。その先またバスを利用するんですよ。電車なり。その手だてが村長には、いつも私ここで言いますが、笑顔と活力のある村づくり、そういう気持ちがあるなら、こういったデマンド型乗り合いタクシーだってとっくに考えてもうやるべきなんですよ。やっていなくてはおかしい。今の村長の考えでは、先ほど、村には西郷村地域公共交通会議というものがあると。その中でやっていると言いましたが、その中で会議を持たれていない、ほとんど。以前にも申しましたけれども、担当課長が申しましたよ。そういった検討はされていないと。

村長の、私は考え、西郷村をこういった高齢化社会に向けてどうしたいのか。長として。その状況報告はいいです、それは。村長の考えを知りたいのです、私は。あまり長くこれやるつもりはありませんけれども、本当に西郷村をどうしたいのか、そういった方たちに。これから毎年毎年そういった人が増えていくわけですよ、これ。もう一度村長の考えをお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） どうしたいのかというところですね。

これまで、現状ばかりの話だということですが、最終的にはやはり利便性をどう高めていくかということなのです。そのためにはということになりますと、現在の運行しているバスに代わる新たなものを導入して、先ほど言ったように併存するのか新たなものをつくるのか、新たなシステムにしていくのかということになります。バスの一番の問題はやはり定時制と本数が多いことが一番ですが、なかなかそのためには、今度はお金の問題とやるほうの事業者との関係があります。

これまでは、やはり個人の自動車保有率は低かったのでバスは大活躍でしたね。しかし、だんだん今、軽自動車も1人1台になってしまっている。今、その利便性がこれほどいいものかということで、自動車はもっと普及するだろうというふうに言われております。それも省エネルギーでということになってくるだろうと思います。それはそれでいくわけですが、問題はこの交通弱者です。免許を返上する人、それから持たない人、それはやはり公共でできるもの、あるいは家族、あるいは応援してくれる人がいて、そういったものを組み合わせを考えながらこの新しいシステムの導入ということになるだろうと思っております。ただ現実論として、やはり今のご提言の部分はよくわかっておりますので、さらに検討してやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今の村長の答弁を聞いていると、何も村長には考えがないと。西郷村をどうしていきたいのかも、高齢化社会に向けた対策も頭も持っていないというふうなことがよくわかりました。

それで、いろいろお話ししたかったですけれども、これ以上お話ししてもしようがないかなと私は思います。

1点だけ言えば、中島村のこと先ほど言いましたけれども、今、この新多目的交通システム事業ですか、この前でこの事業がやる前にやはり福島交通を利用して、福島交通にバス路線維持費補助金として払っていました。西郷は今でも払っていますけれども。それ以上に今収益が上がっていると。黒字になっていると。それを村からの補助でやっていますけれども、その黒字になった分は村に返還しているというふうな状況が生まれているんですよ。だから、何もやらないで、ただその現象面だけ、もうべらべらしゃべったって先に進まないのですよ、物事は。

私、もう話してもしようがないと思うのですけれども、この審議委員会はわかりますよ。年に1回ぐらいしかやっていないと思うのですよ、総会で。ではなくて、やはり関係箇所みんな集めてこの検討委員会、中島村は相当な、警察とか福島交通、労働組合まで入って地域交通会議をやっていますけれども、こういった検討委員会を早急に立ち上げるべきではないんですか、もう。これ立ち上げたってすぐ実施できる問題ではないんですよ。やはり何年かかかると思うんですよやはり。だから村長、ほかはもう私これで終わりますけれども、この問題は。検討委員会を早急に立ち上げるということだけは約束していただけないでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 検討はもちろん進めて、今のおりご指摘そのとおりです。ただ、問題はいろいろありますので、それを踏まえて検討をしてやるということで、それはもちろん高齢化が増えていると、当然の問題と受け止めていますので、それは検討していきたいと。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 検討委員会も立ち上げるということも明確に答弁されない。本当に西郷村の人はかわいそうかなと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

2点目として、これも何度かやっていますが福祉灯油について伺います。

ご存じのように急激な円安で、原油の高騰、ガソリンをはじめ灯油、全てのものが値上がりをしております。これから厳しい冬を迎えるに当たり、灯油価格の高騰、既に高騰しておりますけれども、村民の不安を考えますと、生活弱者を中心にした人たちは大変な思いでいるのかなと思います。

灯油にすれば、18リットルで約、昨年より、現在約1,800円、18リットル缶ですね、1,800円と言われており、昨年より200円ほど高くなっているわけですね、既に。そういった意味では、そういった生活弱者の皆様は、じいちゃん、ばあちゃんなんかはよく聞きますけれども、本当に一日布団の中でテレビを見ていると。灯油代がもったいないというふうな声も私は聞いております。全額払えというわけではないですけれども、少しでも助成してあげるべきではないかと思っておりますけれども、村長はどういう考えでしょうかお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 福祉灯油制度についてお答えいたします。

最近は、ご指摘のとおりこの石油製品が上昇しております。この燃料入手、また寒くなってくるにつけて、この灯油代、非常に関心が高いところであります。福島県においては、この福祉灯油制度は平成19年、平成20年、市町村、会津地方で実施された経過がございます。西郷村も平成20年が、この年やはり同じような状況になりましたので検討をしましたが、11月から、平成20年は石油製品下落したということで全部やめてしまったという状況がございます。改めてまたこの二の舞、豪雪あるいは寒気団、あるいは値段がこの三すくみで出てくる可能性がないとは言えませんので、いろいろ状況を調べて対応策を考えておく必要があるだろうと思っております。かつてもいろいろなご提言、議員の皆様からありましたので、そういったこと、それから、これからのこのやり方についてもいろいろ検討しながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） いろいろ実情に照らし合わせてやっていきたいということで理解したいと思っておりますけれども、まず検討をするということはやらないことと、前も私も何度か言いましたけれども、できないならできないやらないならやらないと明確に言ってもらったほうがいいのかなと私は思います。当然、先ほども言いましたけれども、

本当に石油製品、灯油が高騰している。ガソリンだってもうすごい高騰して大変な厳しい状況になっているんですね。そういった意味では検討して、もうすぐ寒い季節を迎えますので、本当に温かい村長の気持ちがあるならばぜひ実施してほしいなど。別に全村民に補助金をとかそういう、灯油券をしろと言っているわけではないので、生活困窮者、障害者や年金生活厳しい方、そういった方にだけということでは申ししておりますので、そういったことで、ぜひ実施の方向でやっていただきたいと思えます。

では、次の質問に移らせていただきます。次に高齢者住宅についてお伺いします。

先ほど来お話ししておりますけれども、少子・高齢化が進み、特に高齢者のひとり暮らしが年々増え続けております。村でも65歳以上の方が3,600人、うち、ひとり暮らし高齢者が461世帯、高齢者等世帯が398世帯、796人となっております。特別養護老人施設の入所待ちが毎年60人から80人いると聞いております。自宅でひとり暮らしを余儀なくされているお年寄りを考えるとき、生まれ育ったこの土地でお互い励まし合って暮らせる集合住宅があれば安心して過ごすことができます。また介護予防にもつながります。村として検討すべきだと思いますけれどもお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 高齢者住宅についてお答えいたします。

このご指摘の高齢化が進んでいる。日本は世界一の長寿国でありながらこの高齢化はまた世界一だという、そういったスピードというふうに言われております。

ご指摘のこの高齢者住宅、村内には、現在、サービス付きの高齢者住宅は1か所、サービス付き高齢者住宅シニアホームといったものがありますが、1か所だけありますので、ご指摘この点だろうと思えます。高齢者住宅とは、60歳以上の高齢者を対象として提供する住まいで、多くは賃貸借契約をして居住の権利が保障されています。介護や生活支援サービスを切り離しているのが特徴というふうになっています。

県内では、西郷は高齢化は低いのでありますが、進行状況はほかの地域と同じく急速に進んでおりますので、この対策といたしまして、村としては、地域包括ケアシステムの構築を目指しております。これは、自分の住み慣れた地域で安全・安心して暮らし続けられるように、包括総体的に支援サービス提供体制の構築を目指すということでありまして、医療・介護・介護予防・住宅・生活支援・災害支援の5本柱ということにしております。

地域包括ケアシステムは、生活の基盤として必要な住宅が整備され、本人の希望と経済力にかなった住まいが確保されていることが前提であり、高齢者のプライバシーと尊厳が守れるという環境が必要であるというふうになっております。そのために村は、今年度、日常生活圏をもとに公的介護施設等拠点整備として小規模特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護認知症グループホーム、介護予防拠点施設、ケアハウス、これは軽費老人ホーム、生活支援ハウスの計画を策定しているところでございます。

この中で、議員おただしの高齢者住宅に対応するのがケアハウスでございます。軽費老人ホーム。この施設は、60歳以上で身の回りのことは自分で対処することができますが、加齢に伴い、身体機能の低下により自立した日常生活を営むことに不安があり、そして身寄りのない人、また、家庭の事情によって家族との同居がなかなか困難な方々が入所するという施設としております。このケアハウスが日常生活圏ごとに整備されることにより、ひとり暮らし、低所得、高齢者の住宅が確保されるのではないかというふうに思っております。

さらに、入居中に要介護状態となり介護が必要となった場合には、日常生活上の機能訓練も介護サービスとして受けることができるようにしたい。そういった調査を進めて整備の計画を立てていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） サービス付き高齢者住宅が1か所あるという答弁でしたけれども、これはどこでやっているのか。その規模とかわかりましたらお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） サービス付き高齢者住宅はどこでというのは場所によろしいでしょうか。（不規則発言あり）

場所は大字小田倉字小田倉原地内の廣川商店がある後ろ、裏のほうでやっております。事業主体は、郡山に本社があります株式会社エコというところでございます。高齢者住宅の名前が「こもれび」と言いまして、入居は明確にわからないのですけれども定員が20名ぐらいただったと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） こういった会社がやっていることということですが、村では把握していないと。では、どのような人が入って幾らぐらいの入所費でということも把握されていないでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） お答えいたします。

把握していないということではないんですけれども、基本的には、このサービス付き高齢者住宅の入居者は介護が必要な人を入居させる住居になっております。ですから、介護保険の適用、要介護者を基本的に入所させているということになります。

費用的なことでございますが、月に大体、全て含んで15万円ぐらいの費用がかかります。現在は、本村の出身の方はいらっしゃらないと思いましたが。ほかのところから入ってこられている方がおおむねほとんどになっていると思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 村には施設があるけれども村民は入所していないのではないかと。これは、これ入所費が月に15万円ではとても村民が入れるような高齢者住宅ではないのかなと私は思います。これが本当に、西郷村に1か所あるんだということでは

立派なことを言われたのでは、内容を見たらこういうわけでは、全然村民のためになっていない。村民の方が入所できるような高齢者住宅ではないですよ、これは。

先ほど村長がいろいろ言われましたけれども、地域包括ケアシステムですか、そういったものが今進んでいると聞いておりますけれども、これは、村は、この中部、南部、北部と3地方に分けて拠点を立てて、こういったことも含めて進めていくということがありましたけれども、これからそういった計画がいつ頃までに計画として考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） お答えいたします。

公的介護施設等の整備計画ですが、先ほど答弁にもありましたように今年度策定しております。小規模特老とかケアハウスとかを中心にした、入所系を中心にした施設の整備を考えておるわけですが、基本的には、介護保険の適用で言うと地域密着型施設サービスを基本に考えていきたいと。地域密着型というのは、西郷村の村民の方が優先して入所できるという特典がございます。規模は29人以下というようなところで大変小さい施設なんですけれども、そういうふうな部分を幾つかつづけて1つのものというふうな形で運営をしていきたいというふうに考えております。

本年度、今、策定中でございまして、本年度中には計画は策定していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今、地域密着型のそうした入所型のケアハウス等をつくっていききたい、ただ、今年度中計画の段階で、この先何年ぐらいかかるのかなと。結局、これをつくるにしても当然一般財源から予算を計画しなくてはいけないと思うんですけれども、これがこの計画でいくと中部、南部、北部と3か所に設置するとなっていけば大分特養の待機者も減るのかなと。まずこれから高齢化社会を迎えるに当たり、やはりそういったことを優先して、やはり村はやっていかなくてはいけないのかなと私は思います。

これ幾ら、入所費が本当に村民中心に入れるということなのですかけれども、入所費が幾らなのか、幾ら設定してあるのか、その辺のことも当然あるとは思いますがけれども、ご存じのように国民年金などというのはわずか3万円か6万円ぐらいの金しかいだけないので、そういった方がやはり入所できるような、そういったケアハウスなりつくっていく必要があると私は思います。これ、今、健康推進課を中心にそういったことで計画立てて、今後順次やっていくということなので、これからの推移を見守っていききたいと思います。

4番目に敬老会の運営についてお伺いしたいと思います。

敬老会は長年にわたり村の発展のために尽力を尽くされてきた方々を敬愛し、長寿を祝福することを目的として毎年とり行われてきております。今年も9月3日に敬老会が実施されましたが、毎年、例年参加する方が減少しているのは皆さんもご存じの

ことと思います。ここ、過去5年間の参加状況、さらには、今後のそのあり方、敬老会のあり方を検討、見直すべきではないのかなと思いますけれども、その辺のことをお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 敬老会のあり方見直してはいかがかというお話でございまして、論点は出席者が少なくなっているということでもあります。

いろいろ、この敬老会のあり方については種々議論があって、そしてアンケートをとったりいろいろやっております。お昼ご飯、暑い時期なので腐ってしまうからなかなか配れなくなったとか、あるいは、もっと多くの記念品を別のものにしてもらいたいとさまざまな議論がございまして。

いろいろ、この各地域総括してみますと、やはりせっかく集まったのだから、セレモニーと同時にアトラクションですね、こういったものを充実してはどうかといういろいろなご意見がございました。この頃ずっとそれを集約してきますと、どうも子どもたちの、あるいは孫、ひ孫たちの活躍も見てみたいといった議論があったりして、去年は中学生の吹奏楽等がありましたですね。あるいはよさこいがあったり。今年は幼稚園、保育所が出たりして、ああいう結果でありました。目を細めているという状況でございまして。

それから時間の問題、あるいは、毎年アトラクションを変えていくのかとかいろいろな要望はやはりいろいろお聞きしながら、どれが望ましいのか。もちろん、日本全国に敬老会はありますので、そういったものと西郷村の、また特にこういったものが望ましいといったもの等については知恵を絞りながらやっていきたいということで、毎年見直しをしなければいけない部分がありますので、その点についても、ご指摘のとおりいろいろ検討をしていきたいと思っております。

○4番（藤田節夫君） 過去5年間の推移を出して。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 平成18年からの数字は減少しておりまして、平成18年が523人、平成19年が470人、それから、400人、398人、350人で、今年291人というふうに減っております。よくお聞きしますと、やはり足腰が痛くなっているということであったり、あとは予定がかち合う、それから、なかなか移動が人に迷惑かけるとそういったことがあります。

それから、1つは、やはり内容がちょっと、もうちょっと何か興味が薄いというのでも意見ございます。4%ぐらいですね。

だんだん数字は減っているわけでありまして、人口は増えていますが減っているというのは何かに改善する余地があるだろうと。また別なやり方があるのかどうかということも踏まえていろいろ考えていきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今、村長が申されたとおり、毎年高齢者は増えているけれども参加者は少ない。やはり問題があるのかなと私も思います。

いろいろこれまでアンケートもやってきたということですがけれども、なかなかアンケートでは本音も聞くこともできないし、やはり直接会って意見を聞けば本音が聞けるのかなと思います。

私も式典毎回参加しておりますけれども、この式典が非常に長いと。なぜ長いのだろうか。村長は自分でどう思っているかわからないんですけれども、普通、村長の式辞であれば、5分から長くても10分……10分でも私長いと思いますけれども、今年、村長何分お話ししたかわかりますか、あそこで。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 時間的にはそんなに長いとは思っていませんでしたが、5分以内かなというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 5分以内とは誰も思っていないし、録画を見ていた人も。15分ですよ、村長。15分しゃべったんですよ。何しゃべったかわからないと思うのです、私。（不規則発言あり）いや、敬老会なので、本当に、先ほどから私質問していただきますけれども、西郷村はこれからこうやって、今後もこういう施策を重視をして、それで、いい、皆さんが、本当に住んでよかったと言える村にしていきたいというような挨拶だったらばまだしもですよ、そういったことは、私、聞いていた中ではなかったような気がするんですけれどもね。それで15分しゃべったんですよ。その辺やはり考慮していただけないと。いや、それだってみんなが、いや、村長の講演会でしゃべるんだったらそれは何分間しゃべったって構わないだろうけれども、敬老会の場で、やはり祝辞というなれば、ある程度時間は5分以内に設定するとか。結局、あの式辞終わったの1時間かかったんですからね。40分ぐらいで普通はおさめようとしているわけですよ。主催者としては。それが1時間かかっているんですよ（不規則発言あり）約ですよ。約1時間かかった。

そういったこともやはり参加したくないとか。さらに言えばですよ、さらに言えば、私は国会議員とか県議員は西郷村の敬老会には呼ぶ必要ないと思うんですけれども。どうですか、その辺。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 祝辞が長いんだと言われたのは初めてです。（不規則発言あり）みんなって誰が言っているんだかわからないんですけれども。（不規則発言あり）ちょっと質問をね……お答えします。

言われたとおり、時間長いというのはやはり意見がありましたのでなるべく短くしたい、セレモニーは。それは気を配っております。

私も15分、本当にしゃべったと。何、ちゃんとしたことが言っていないという話ですよ。これも初めて聞きましたので、よく気をつけて挨拶は吟味したいと思います。ただ、短くする必要はあると思います。言ったとおり。

ただ1つ。国会議員と県議員を呼ぶ必要がない。これは私、呼びたいと思っています。なぜか。やはり、この、私たちがもちろん、年が大きくなってからも西郷村の

行く末と現状についてはよく知りたいわけです。なぜ新聞あるいは広報がよく読まれているかというふうになりますと、やはり、この、我が生きてきた村がどう進んでいくのかやはり関心が一番高いです。それをどう進めるか、客観的にも主観的にも確認しておきたいという意欲があります。

そのためにはということではいろいろ報告絡みのこともありますが、そういったことを聞きたいという意見があると思います。それごとを含めて時間が長いということになりますので、これは、この挨拶の時間を制限するとかこういったとができると思いますので、長いということについては私も聞いておりますのでいろいろ調整していきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 国会議員と県議員いろいろ必要だと言いますがけれども、彼たちは選挙で、今回、今受かっていますよ、4期ですよ、何もなければ……4年。1期4年で終わってしまいますけれども、これまでも、話を聞くと、本当にそういった敬老会にふさわしい発言をしているかと思えば私は疑問ですよ、はっきり言って。彼たちの、本当、先ほど後ろから出ましたけれども選挙運動に使われているのかなという、そういった意見も当然あるのは事実です。それ多いか少ないかは別にしても。

そういった意味では、ほかの自治体でそういった方を呼んでやっているのかどうか私はわからないのですけれども、私はもう必要ないのかなと。もっと村の高齢者のために温かい敬老会を計画すべきではないのかなと思います。さらにはもう、日にち、曜日につきましても、このところ皆さん新聞見ればわかりますけれども、15日、16日と結構集中して休日の日にやっているところが多いんですよ。そうすれば家族の人も車で連れてこられるし、結局、バスは出させていただきますけれども、普通のこの、福島交通が走っている経路と一緒に、そこまで歩いてこれる人が何人いるかと。追原でも今回参加したの3名ですよ。その人に言われましたけれども、アンケートとっているのかなんて。アンケートは多分担当課もとっているとは言いましたがけれども、なかなかそういったことでは反映されないということを思いますので、国会議員と県議員呼ぶべきだとは、村長はそういう考えなのでしょうけれども私は要らないと。呼んでも挨拶させない、紹介だけにすると。それに対して村長は意見があると思いますけれども、村長はそういった場合はやはり時間をちゃんと自分で、時計でも置いて見てやはり挨拶欲しいなと思います。

アトラクションについては、本当に子どもさんとか保育園児とかいろいろやって、そういった意味ではいいのかなと思いますけれども、その辺がやはり、式典だけが長いとかあいさつばかりだという話になってしまうと行ってもつまらないということになってしまいますので、そういったことも気をつけてやっていただきたいなと思います。

続きまして、次の質問ですね。質問事項が。放射能対策についてお伺いいたします。

原発事故から既にもう2年半を過ぎました。今でも15万人以上の県民が避難を余儀なくされております。福島第一発電所では放射能汚染水のまじった地下水が海洋に

放出されるなど、抑制できない危機的状況が続いている中、安倍首相は、放射能水は完全にブロックされており状況はコントロールされていると演説するなど、腹立たしい発言をしております。何を根拠に、今も現在も全く問題ないと言えるのか。首相が約束すると言ったのは、事故収束や損害賠償補償の責任を果たしてほしいなど批判が出ております。

そういった状況の中、除染についても中間施設が決まっておらず、このままでは仮置き場が最終置き場にされてしまう危険性も考えられます。そんな除染状況も、広報にしごうに進捗状況ということが出ておりますが、具体的に広報、ちょっとそちらに置きましたけれども、あの1面だけでは本当に除染がどこまで行われているのかということがわからないのが村民の声であります。できれば別枠で、広報の別枠で、これだけの事業140億円以上ですか、そういった事業をやっているのであるならば、ましてや、村民のこの除染に関する考えが相当、今どうなっているのだと、どこまで除染しているのだというふうなことが明確にわからない状況であります。そういった意味では、今の除染の進捗状況をここで伺いしたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、ここで休憩に入りたいので、休憩の後に答弁をお願いします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより、午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今の質問ですけれども、除染現状をお聞きしたいということでしたけれども、あまりにも幅広いので少し切って質問したいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

では、除染の仮置き場が現在進んでいると思うのですけれども、川谷地区、段ノ原地区ですね、長坂地区、黒川地区、芝原地区ということで仮置き場が報告されておりますけれども、この進捗状況をまずお聞きします。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） 4番藤田議員の一般質問にお答えを申し上げます。

仮置き場の進捗状況でございますが、川谷地区については第1工区が既に搬入を開始してありまして第2期工事を現在発注しております。それから、黒川地区の仮置き場につきましては、現在、搬入を行っているところでございます。それから、鶴生地区については現在完了しまして、今、搬入をしているところでございます。

なお、谷津田地区につきましては、現在、路床の軟弱がかなり見つかったというこ

とで、その件に関して、私のほうで9月ということで、7月とか9月ということでご答弁申し上げておりましたが、こういった路床の軟弱地盤がかなりひどいということで、現在セメント工法を施工中でございます。これが9月に大体終わる見込みでございますので、それから下層路盤、上層路盤を施工した後、大体10月10日前後には完成するであろうということで見込んでおります。ですから、その時点が終わりましたら、各地区においてあるフレコンについては搬入したいと考えております。

それからもう1か所、長坂地区の仮置き場の状況でございますが、6月、7月に白河市の大谷地区のほうから説明を求められまして2回ほど開催して了解を得ましたので、現在、進入路の設計とか造成の設計を、現在行っているところでございまして、11月頭には地元で説明会をして造成工事を行いたいと考えておりますのでご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） もう既に搬入しているところが川谷地区と段ノ原地区、2か所ですか。黒川は。

この2か所は仮々置き場でよろしいのでしょうか。仮置き場ではなくて仮々置き場でよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

黒川につきましては仮々置き場でございます。

それから、鶴生地区においては仮置き場でございます。川谷地区については仮置き場でございます。谷津田、長坂については仮置き場ということで計画をしております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 川谷地区が仮々置き場というふうに私認識あったのですけれども、今お話を聞くと仮置き場ということで、もう既に搬入していると。

川谷地区の仮置き場については、除染を搬入する場所については川谷保育園で除染したのも川谷地区に搬入するということをお聞きしておりましたけれども、追原地区に置いてある仮々置き場の、あれは川谷保育園の除染したものですよね。あれはいつ頃運ぶ予定なのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

川谷保育園については当初PTAの方、保護者のほうで除染をしたものについて追原のほうに運んでおります。それから本除染、川谷保育園の本体の除染については、現在、川谷の敷地内に保管しております。こちらは谷津田のほうに持っていきたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 川谷保育園のやつは谷津田地区に持っていくというようなことで

すけれども、それだと最初の計画と大分違ってくるのかなと思うし、先ほどちょっと後ろのほうでお話ちょっと耳に入ったのですけれども、川谷地区は、住民の話し合いでは仮々置き場ということでした承しているということを知っておりますけれども、その辺は途中で変更になったのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

川谷につきましては、当初、地区限定ということで3年程度ということで仮々置き場ということでしたが、今後、そういった見通しが見つからない場合、もう一度協議をして延長するかは決めるということになっておりますのでご理解を願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） その辺、住民との話し合いがどうなっているかわからないんですけども、私は、私自身は仮々置き場と聞いておりますので、そういったことが、契約が途中でそういうことになるとみんな信用できなくなってしまうので、その辺の詳しいことは私わからないのでこれ以上の追及はできないのですけれども、ただ、その谷津田地区がこんなに遅れていると、次から次と。ということは、今、学校の校庭の敷地内にも埋まったままですよね、汚染物が。そういったものがそのままになった状況なんですよ。だから、それは工事の都合でこうやって遅れるという話。もう最初の当初から相当遅れて動いておりますけれども、私とすれば早急にそういったものをやはり仮置き場に搬入していただきたいと思います。

さらに、これ、新聞、東京の方からちょっといただいたんですけども、これ読売新聞で福島県の自治体にアンケートをとったやつですけれども、西郷村のことが書いてありまして、環境省の指針で定められた安全保管ができていない廃棄物が最も多かったのは、自治体では西郷村で4万トンある。これは環境省の指針で定めたやつですから野ざらしに置いてあるということだと思っておりますけれども、こういった西郷村が一番名指しで出ているということに対して、こういったことをご存じだったのでしょいか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

こちらは読売新聞のほうからアンケートの依頼がございまして、現在、そういった野ざらし、グランディに置いてある約2万袋、そのほか出ている2万袋、合わせて4万袋ということで、安全に環境省の定められた仮置き場の構造で保管しているものではなくて、遮水シートを敷いて安全なように、仮安全というふうな形をとって保管しているものということで、新聞の報道には環境省のガイドラインで定められていない野ざらしという形でいうふうな報道がなされました。この辺の表現の方法については村のほうからもう少し、全く安全でないということではなくて、そういった、仮に置いてあるというふうな方法で新聞報道の記事を書くようにということで一応申し上げておきました。

ですから、安全ではないということではなくて仮に置いてある。要するに、ほかの地区もそうなのですが、現場保存とかそういうのもみんな同じですので、そういった方法については、仮置き場ができ次第早急に、本仮置き場のほうに持って行って環境省に定められた保管方法で完全に保管する考えでございますのでご理解願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） これには、西郷村など6市町村の廃棄物は全て安全保管ができていなかったということを書かれております。もしこれが、今、課長が言われたように、そういった遮蔽シートを敷いて一時保管しているということであるならば、課長はこれに対して、この文に対してやはり抗議文なり訂正文を要求するべきではないかと思っておりますけれどもやったのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

これは抗議をしております。県を通して環境省にも言っておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 一度こう出てしまうと、もうこれを目にした人は、西郷は何だど。大分ずさんなことをやっているのではないかと思われてしまうので、いろいろなところに影響出てきてしまうので、そのアンケートの答え方も十分に注意しないと、本当に西郷村はこんなずさんなのかとみんな思ってしまうわけでしょう。この辺の新聞ではないと思うのですけれども、なお、東京の新聞ならばなおさらだと思うので、これからやはりこういったことは気をつけてほしいなと思います。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

そのように気をつけて、アンケートを書くときには注意をして出すようにいたしますのでご理解をお願いします。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） では、追原地区にあるものとか、先ほど言った学校地内にあるものとかは、汚染物は、放射能汚染物は、谷津田地区ができ上がってから搬入するということでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

現在、学校につきましては西郷第一中学校、熊倉小学校、それから羽太小学校は現在もう処理が掘り返しましてグラウンドのほうに持って行ってあります。それから、そのほかの学校につきましては、川谷地区についてはもう発注をしております。こちらは川谷の仮置き場のほうに搬入する計画となっております。それから、二中と小田倉については谷津田ができ次第掘り返して搬入をしていきたいと考えております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） それでは次の質問にいきたいと思います。

除染の優先順位、改めてお示し願いたいと思います。除染の優先順位。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

除染の優先度につきましては、実施計画の中で2の区域別優先度ということで明記してあります。その中では……失礼しました。対象別の優先度ということで、学校関係が5、住宅、一般住宅ですね、こちらが4、通学路・公共施設・独立行政法人関係については4、それから、生活道路については3、民間施設については2と。その他、森林とかございますが、その他については2ということで優先度を決めております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今、対象別の優先度ということでお話しいただきましたけれども、その話でいくと、ゴルフ場の場合は優先度が一番最低の2になっておるのですけれども、放射能特別委員会の中でもお話ありましたけれども、このゴルフ場の、今、西郷村にあるグランドエクシブですか、那須。そこの第1工区から第4工区、除染をしたということですが、この優先度から言えば最低な優先度なのになぜ最初にやったのかと。その辺の理由があればお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

こちらのグランドゴルフ場、なぜ評価が低いのに優先的にやったのかという問題につきましては、いろいろ放射能対策特別委員会のほうにもご指摘を受けてご説明を申し上げたところでございますが、まずは、そういったゴルフ場からのお願いと。当時、自分の敷地に仮置きできるということが、仮置き場ができておりませんでしたので、そういったことを優先。自分の敷地に保管できるのであれば優先的にやるという趣旨も踏まえて、そういったお願いがあったことから除染をした経緯もございます。

それから、東コースの除染につきましては、各学校、幼稚園の仮々置き場として貸していただけたということで除染をした経緯がございます。

さらには、米小学校の学習林として当ゴルフ場から借地していたものについて、当学校関係者から除染をしてくれないかということで、そういった経緯の中から除染をした経緯がございます。そういったことから優先順位はともかく、そういったことでゴルフ場の除染をしたわけでございます。

いずれにしましても、最終的にはやらなくてはいけないということなのですが、当時は、そういった仮置き場がないということで、そういった理由から、自分の敷地に保管できるということで、いろいろ協議した中で進めてまいった所存でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 仮置き場がないということでゴルフ場と話をしてやったということですが、今、那須、第3工区ですか、そこに私たちは見に行きましたけれど

も、汚染物質をみんな集めていると。村のやつを。学校関係ですね。第2工区と第4工区はどういった理由であそこを除染したのか。まずそれをお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

先ほど申し上げたとおり、第2工区、第4工区については、仮々置き場ということで、各学校関係の仮置き場ということで除染をして仮置きをしたと。4工区については、学習林の並びと、続きということで、そういった学校関係からお願いもあった経緯がございまして除染をしたということでございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 学校林があるからということなのですからけれども、仮々置き場にすることは除染の対象にはならないはずなんですけれども。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） 仮々置き場でも除染はできます。これは県と協議をして了解を得てやっておりますのでご理解を願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 県と検討してやっているということですがけれども、実際あそこは、以前、課長にも資料を出していただきましたけれども、また、写真ですね。施工前と施工後の写真をいただいておりますけれども、誰が見てもおかしいのではないかということがわかると思うのですが、米小学校の学習林の仮置き場のためにあそこを除染したということではよろしいですか。4工区ですか。米小学校に隣接している場所ですね。米小学校の学習林と。そこはそういう理由であそこを除染したということではよろしいでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） では、あそこに米小学校の学習林ですか、その除染をしたやつは何日ぐらいあそこに置いたのですか。その写真を提出してくれと言っても提出されていないのですけれども、何日間ぐらいあそこに除染されたものが置かれていたのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

12月から借用しまして6月末まで借りておりましたので、搬入開始したのが2月から5月、連休明けまでだと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） そのときは東コースですか、そこはまだ全然運ばれていない状況だったのでしょうか。（不規則発言あり）その当時ですね、米小学校、その第4工

区に仮置き場していたときに東コースは使用していなかったのですか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） 東コースの第2工区と第4工区については、一部、もう使用を開始しておりました。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） であるならば、なぜあそこに、その米小の山林を一時、その期間を限定して。あそこら東コースに搬入するのであれば、別にあそこを除染しなくても済んだはずなんですよ。ただ期限を切って、これで言うと6か月間ですか。そんな契約があり得ないと私は思うのですけれども。みんなほかから遠いところ運んで東区に置いてもらっていると、エキシブに。そういった状況がある中で、なぜあそこに12月から6月まで契約をして、そして置いたのか。直接あそこに、東コースに持っていってもおかしくはないのではないですか。普通の考えでは。莫大なお金を使うんですからね。（不規則発言あり）東コース。3工区。（不規則発言あり）じゃなくてあっち。那須コース。向こうの。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） 当時、平成24年12月については東コースのみ借りておりましたので那須コースの話は全くございませんでしたので、そちらのほうを借りるといふことで、6月末の限定といふことで、うちの村としては仮々置き場としてお借りしておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 全然理解できないのですけれども、こういった短期間であれだけの除染をやる。あそこの除染費用どのぐらいかかったんですか、じゃあ……まあ、いいです。次、時間ないので。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） そのわずかの、6か月のものを置くだけで、それだけの莫大な金をかけてやる必要があったのかと。

さらに申せば、この写真を申せばですよ。除染に関しては、宅地内もそうですけれども木は伐採しないはずなんですよ、除染やるためには。枝を払うということは聞いておりますけれども。これの写真を見ますとほとんど伐採をして、これは除染というかも造成ですよ。現在、その土地はどうなっているのかと。（不規則発言あり）その、エキシブで何をやっているか私わからないのですけれども。課長わかりませんか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

現在は太陽光を、今現在工事中でございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 除染仮置き場を6か月間の契約をして、それですぐそこにあつた、どのぐらいだかわからないのですけれども、学校林の放射能汚染物が。それをたかが

6か月しか保管しておかないのに、それでそれだけの費用を使って、ましてや造成ですよ、これ、造成。そこに太陽光パネルが今は設置されているということは、何かがあるとしか私には思えないんですけれども、そこには。

先ほど、県のほうとも相談していると言いましたけれども、これ、一応、除染やる前に県と打ち合わせするはずなんですよね。どこそこ除染するとか。これ、エクシブも出ています、ここに。ゴルフ場について除染等の対応はどうなっているかということで。ここには、リゾート用に併設されたところが役場北のほうにあり、そこは中庭でガーデンウェディングも行われていると。中庭の芝はイベントだけ、一般家庭の利用も一部あるので、後日、イベントの芝生の張りかえ（聞きとり不能）も考えていると。草刈りしても落ちない状況であると。ゴルフ場の除染については考えていないと。ゴルフ場の除染については考えていない。では、第2工区、第4工区は何なんですか、あそこは。

これは、当然、担当課だけで決めたわけではないんですけれども、こういう取り決めが必ずあるはずなんですよ、県との。除染やる場合は。当然、税金使ってやるわけですから。こういった資料あるんですか。あったらお示し願いたい。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） 協議はしておりますので、それはあると思いますので探して提出したいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 「あると思います。」だってあれだけのお金使ってやるのに「あると思います」じゃ。

当然、担当課長、村長も知っていることだと思うのですけれども、ましてや、これだけ造成してあげて、なおかつ今度その会社の、今は太陽光パネルを工事している。我々一般住宅の、本当に子どもさんいるところなんか除染してくれと言ったら全然してくれない。誰が見たってこれは、何か陰で動いていると言わざるを得ないのではないですか。課長は何とも思わないですか。この西郷村除染計画、今まで一生懸命やってきた中でこういった除染が行われているということは。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

そういったゴルフ場の優先度のものについて、これだけやったということに関しては、いずれにしてもやらなくてははいけないと。ただ、一般住宅についても並行して、それにもう頑張っておりますので、確かに、現在、平成26年度までには村内全ての一般住宅について発注したいと考えております。平成25年度についても計画をもう既に2,600戸数を除染をするということで計画を立てましたが、それにはもう100%以上発注できると確信を持っておりますので、いずれにしても多少遅れている部分はありますが、そういったことでおられますので、グランディだけを優先させたということではないので、その辺はご理解願いたいと思います。その辺はちょっと誤解を受ける部分は確かにあると思いますが。ゴルフ場をそういったけや

ったということは。いずれにしても、そのゴルフ場についてもやらなくてはいけない部分もありますので、そういった中で仮置き場が自分のところで敷地を保管できるということと、そういった公共施設について、やはり置けないということで仮置き場を、仮々置き場を探していたところ、そういったことで貸していただけるということで、短期間であっても借りたいということで除染をしたということでございますのでご理解願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） いずれはやらなくてははいけないって。優先順位が、先ほどお聞きしましたけれども、家ですよ。それで、今は、だから、その仮置き場として除染したところが、ゴルフ場のコースでもない、山ですよ、あそこ。それは、村の意向で、仮置き場がないので仮々置き場としてお願いすると。それはそれでいいでしょうけれども……よくはないよ。本当のこと言ってよくはないのだけれども、ただ、あそこを第2工区、第4工区の除染はいずれやるからって、そういう答弁はないと思いますよ。いずれやるからという話はないでしょう。いずれやるから早くやったんだって、そういう話はないと思います。これ言ったときみんな、住民がいつやるんだいつやるんだって、俺ん家いつやるんだって言われているのに。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

表現の仕方が間違っておりましたので訂正いたします。（不規則発言あり）はい。いずれやるという言葉は大変申しわけございませんでした。

そういった、ゴルフ場からお願いがありましてやったということだけでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 第2工区、第4工区もそのまま仮置き場として使っているのだったらまだそれなりの理由もつくと思うのですけれども、そこが、今さっき言いましたけれども、太陽光パネルが今設置されているという状況は、あくまでもそれを前提にあそこを除染したのだと。除染ではなく造成ですよ。この問題については、明日、ほかの他の議員からも出ると思いますけれども、明確な、本当に明確な答えを村民に、我々ではなくて村民にちゃんと知らせるべきだと思います、私、隠しておかないで。それはお願いしたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） 造成費の関係については設計の中には入ってございません。村民にそういったことを明確に説明しなさいということでは、きちんとその辺は説明するように、経緯についても書くようにいたします。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） いや、造成ではないかと私は言っているのです、結局除染費用を使ってあそこをあれだけの除染したわけですよ。私が言っているのは造成したと一緒だと。今、太陽光パネルがそこに設置されているということを行っているのだから、

だから、造成費が入っていると入っていないではなくて除染費用でみんなあそこを整地したわけですよ、ですよ、確認します。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） 除染をして放射能物質を除去したということでございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） この問題につきましては、明日、また別な議員のほうからも質問が予定されておりますので、私のほうは、これでこの辺で終わらせていただきます。

いずれにしても、県との打ち合わせ、協議事項、必ずこれあるはずと思うので、ぜひこれは提出していただきたいと思います。もう当然、先ほどあるというので、もうすぐ用意はできると思いますので今日中をお願いをしておきます。

子どもの健康管理調査についてお伺いしたいんですけども、時間がないので、ちょっと担当課長でも村長でもいいですけども、この八汐会が出された八汐会だよりですね。この中で、村民が誤解すると間違った広報がされているのですけれどもそれはご存じでしたでしょうか。この平田病院ですね。平田病院が西郷村と放射能、ホールボディカウンターなり甲状腺なり（不規則発言あり）ここに、健診に行ってきたということなのですけれども、これは大きな間違いが1つあるのですよ。この対象者ですけれども、課長も見ていると思うのでどの辺が違うのか。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） ご質問にお答えいたします。

この広報というのですか、この八汐会の会報の中で、対象者が18歳未満の子と親が受診できますというところがあるのですが、この部分が違ってまして、本来は村民全員が対象ということでございました。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今、課長から言われたとおり、対象者についてですね。これは「18歳未満の子と親が受診できます」と書いてあります。ところが、今、課長から回答言いましたけれども、これ全村民が対象なんですよね。そういった間違った広報を、これは村民の命や健康にかかわることなんですよ。これ何か指摘したのでしょうか。

これは、平田病院は、私、担当課長ともお話ししながら第1回の定例会で、私ここで質問しました。そういったことも平田病院と提携結んで、やはり西郷村の、村の子どもたちはじめみんな健診できるように提携を結んだほうがいいのではないですかということで、私ここで質問したんですけども、それが実現したということで本当によかったと思いますけれども、例えばこういった誤報を書かれて、これは村民が見ているわけですよ、もう。何千部まいたかわからないですけども。やはり何らかの指導をするなり訂正をさせるなりするべきではないのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 健康推進課長。

○健康推進課長（皆川博三君） 基本的には、そういう議会の広報ということで、本来あ

まりコメントをする立場にはないのだと思うのですけれども。ただ、申込先とか予約とかといって健康推進課とかそういうふうな部分が使われていますので、そういうふうな場合には、ぜひ今後は事前に打ち合わせしていただければ大変ありがたいと思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 行政というか執行側ではそういつて、議会だよりとかそういったことでは口挟めないと言いますけれども、これは本当に村民の健康と命にかかわる問題なので、それ、しゃくし定規にそういった答えではなくて、やはり訂正させるなり何らかの方法で村民に知らせるべきだと私は思います。

まだまだ言いたいことは、子どもの医療関係とかあったのですけれども時間が来てしまいましたので次にしたいと思います。

以上で私の一般質問は終わります。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時59分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◎発言の訂正

○議長（鈴木宏始君） 一般質問を続行いたしますが、（不規則発言あり）ちょっと待ってください。さきほど、答弁に立った放射能対策課長より発言の訂正を求められておりますのでこれを許します。放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） さきほどの4番藤田節夫議員への答弁を一部訂正したいと思います。

追原に置いてある、川谷保育園並びに園内に置いてある土壌については、8月29日付け公共施設除染土壌等除去業務委託に、川谷小中学校の土壌搬出の中に含まれております。したがって、保育園の園内に置いてある除去土壌については谷津田に持って行くということでございましたが、横川の川谷仮置き場に搬出することになっておりますので訂正いたします。

それから各学校、幼稚園の搬出関係でございますが、現在各学校に埋設されております搬出計画ですが、西郷第一中学校についてはすでに搬出済みでございます。川谷小中学校につきましては現在発注済み。それから小田倉小学校、熊倉小学校、羽太小学校、西郷村第二中学校、西郷幼稚園についての埋設土壌については、今後、仮置き場が出来しだい搬出したいと考えております。訂正しておわび申し上げます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 16番、すみませんでした。

16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 16番。

先ほど来、藤田節夫議員の一般質問を通じまして、八汐会が発行された会報について、村民にかなりの大きな疑義を与えておるものでございますので、ここに、本会議を休議にして全員協議会を開いていただきますことを議長に要請いたします。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 議運長、恐れ入れます。お願いします。

おはかりいたします。

ただいま16番室井清男君より、本会議を休憩にして全員協議会を開催してほしいというふうなことでございますので、そのように議長はしたいと思っておりますけれどもご異議ございませんか。

5番金田裕二君。

○5番（金田裕二君） 5番金田です。

このような本会議一般質問を中断してまで、活動の内容を報告したそういった機関紙について協議する場ではないというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 今のような異議が出されましたけれども、16番、いかがいたしましょうか。

○16番（室井清男君） 全協を願います。

○議長（鈴木宏始君） それでは、必要がないというご意見とやるべしというご意見でございますので、ここで多数決で決してよろしいですか。（不規則発言あり）それで、ただいま議運長に議長席までおいで願って一応の協議はさせていただきますして、議運まで必要あるのかなというふうな、私は考えたわけだったんですが、意義があるということ、開催について意義があるということでございますので議運にお願いしますか。それでは、休憩して議会運営委員会を開催していただくことにいたします。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは暫時休憩いたします。議運長よろしくお願いします。

（午後1時05分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時24分）

○議長（鈴木宏始君） ただいま休憩中に議会運営委員会を開催いたしまして、16番室井清男君の議事進行発言についての取り扱いを協議をしていただきまして、この後、これをまた休憩にして全員協議会を開催すべしという結論をいただきましたので、そのようにいたしますのでご了解ください。

なお、全員協議会については傍聴の確認がございますけれども、このたびの全員協議会については傍聴を議長より許可いたしますので、そのまま着席で構いません。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君）　　そういうことで休憩をいたします。

（午後 1 時 2 5 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君）　　再開いたします。

（午後 2 時 0 0 分）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君）　　ただいま明確に何時まで、何時何十分までの休憩というふうに議長が申し上げなかったもので、これより、午後 2 時 2 0 分まで休憩いたします。

（午後 2 時 0 1 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君）　　再開いたします。

（午後 2 時 2 0 分）

○議長（鈴木宏始君）　　ただいま本会議を休憩にして全員協議会を開催しておりますので、確認のためもう一度本会議を休憩して全員協議会ということでこれから話し合いを行いたいと思いますのでご了解ください。（不規則発言複数あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君）　　それでは、これより午後 2 時 4 0 分まで休憩いたします。

（午後 2 時 2 2 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君）　　再開いたします。

（午後 2 時 4 0 分）

○議長（鈴木宏始君）　　ここで 1 0 番議員より発言を求められておりますので、これを許します。

1 0 番白岩征治君。

○1 0 番（白岩征治君）　　先ほど全員協議会で皆様におわびをいたして、我々八汐会の会報の件で、大変、本当に村民にご迷惑をかけたというようなことで、ここでおわび訂正のものを申し上げたいと思います。

我々八汐会に、村民に掲示されました平田村中央病院、当村からの阿武隈高原道経由約 4 0 分の場所であり、1 8 歳未満の子どもと親が受診できますというようなことを会報で記載しておきましたが、これはやはり、村の規定からしますとちょっとおかしいというようなことで、ここで村民におわび訂正をさせていただきたいと思います。

修正後は、「平田中央病院は当村から阿武隈高原道経由で約 4 0 分の場所にあり、西郷村に住所を有する方等で受診を希望される方が受診できます。」

それから、米印として、「子ども（1 8 歳未満）の受診希望の場合は親子で受診となります。」「甲状腺検査と内部被ばく検査を同時に受診していただきます。」ということに訂正をさせていただきます。大変本当に、村民の皆様方には申しわけなく思っておりますのでご理解を賜りたいと思います。次回の会報には、この件についておわびと訂正をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 一般質問を続行いたします。

通告第5、1番鈴木勝久君の一般質問を許します。1番鈴木勝久君。

◇ 1 番 鈴木勝久君

1. 原子力損害賠償について
2. 教育行政について

○ 1 番（鈴木勝久君） 1 番鈴木勝久です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、昨日、16 番室井清男議員とほとんど同じ内容でございます。賠償金の時効についてでございます。時効に伴う村行政の取り組みについて質問させていただきます。

昨日、16 番議員の質疑を聞いておりまして村長の放射能に対する認識がちょっと疑う部分がありましたので、改めて、放射能に対してその認識を明確にお答えください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 1 番鈴木議員の一般質問にお答えいたします。

時効に伴う行政の取り組みということでありまして、冒頭、認識がというお話がありました。

放射能は、私は認識ということでございますので、やはり目に見えないと、あるいはにおわないと、非常に難しい扱いであるというふうに思っております。かつ、この強弱もなかなか、これまでの説明等を聞いても、学説的に、あるいは説明者が幅広い説明でありますので、どこにこのポイントを置くべきなのかと。この安全基準ですね。1 ミリシーベルトを目指すということ。それから、それに派生する100 ベクレルというこの食品の摂取制限が出てくる可能性がある。それからということで、ずっと1 年、2 年、3 年目、2 年半過ぎましたので、いよいよこの点については、時間もたちましたことですから、厚生労働あるいは文部科学、あるいはその方面でやはり研究が進んで、もう少しはっきりこの安全基準なるものが出てくるのかという期待をしてこれまで見ていたわけでありまして。なかなかこれについては出ませんが、昨今、やはり新聞等の話題においてもこの問題が大きく出ております。今日も伊達市のことでしたっけ、いろいろ出ていますね、この除染のことでは。やはり基準がもう少しはっきりしてもらいたいということを言っているところでありまして。

私もそういった意味で言うと、この、本当にわからないものについてはがむしゃらにこの知識をとるという努力と、どれにポイントを置くかということもいろいろありますが、やはりこの専門家集団、あるいは国といったものの安全基準が早くはっきりした形で出していただきたい、それを切に願っているというところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○ 1 番（鈴木勝久君） なぜ申しましたかといいますと、今の答えなんですよ、村長。他人行儀というか、村民を守るという意識が欠落しているように聞こえます。というのは、国がどうなのとか、昨日一日聞いていたらそういう方向なんです。国がどうやったらどうなのだと。あと、参議院でどうする。それを見守っている。私はというのがないのですね、主語が。ずっと聞いていると、私はこうしたいと。西郷村の村民を放

射能から守らなければならないという意思が、昨日一日聞いていて伝わってこなかった。それで、その認識はどうなのでしょうかというお話ししたのですよ。（不規則発言あり）わかりました。では、改めてお伺いいたします。もう一度同じ質問ですけれどもよろしいですか。その辺を踏まえて。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 西郷村民をどうするか見えないということでございます。当然、主語、「私はこうしたい。」いつもそういうつもりで言っているつもりです。やはり、この村民の安全を守ることは、この行政の、あるいは長の仕事です。当面これは最優先だということで除染も、先ほど言ったとおり仮置き場の説明からずっといきました。なかなか、これご理解得るのに時間かかりましたね。なぜか。やはり得体が知れないから。しかし、やはりこの影響度がわからないとしても安全側に寄った判断するしかないということになりますと、それをどうしていくかということになります。主語がないから何をしているかわからない。もちろん、基本的には、この安全、生命、財産を守る、これがまず安全、地域の村づくりの一番は安全だというふうに言われております。私もそうやっていますので、それを踏まえて言っているつもりでありますので、欠落は捉えてまことに心外ですが一生懸命やっているつもりでございます。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 昨日、室井議員が指摘していたのは、再三言っていたのは、何をやっていたのだという話なんですよ。何を行動したのだと。村長は何をやったのだというのがずっと一貫して言っていた話しなのですけれども。こうしたいというそういうのは聞き取れましたが、何をした、本当に、政治家であるし、その執行の長であります。私はこういうことをする、した、指図をした、それが全然見えなくて煮え切らなかつたところとかそういう部分があったのかなと思っております。

その辺について村長、2年半あります、いや今年1年でも構いません、4月から。私は放射能対策においてこういうことを実行していたし、こういうことを各担当課に指揮命令を下したんだというものがあればお示してください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 何をやってきたか。行政全般です。具体的には除染に取り組むことをやりましたね、去年から。最初は稗返地区黒川、東電の仮置き場の設置について説明会入りました。やはり除染をしなければだめだということがあったわけです。なぜかといいますと、やはり仮置き場がない場合は自宅に穴を掘るとかそういった暫定の暫定みたいなことになります。

よって、この距離を離す。羽太でもそうしましたね。いろいろ学校でも。やはりそれも、さっきの順番をつけて子ども優先です。子どもと妊婦、よく書いてあります、さっきも。18歳未満で妊婦の方。そういう感受性の高い人。しかし、今や、やはりこの仮置き場が最初にあって、それがこの基盤とするならば、この除染したものを運び込むことができますので、これは一斉にやる必要があるだろうというふうに思っております。

1番、除染の仮置き場から始まりましたね。この前は米小学校の体育館で説明会もやりましたが、もう皆さん熱心で、早くやってくれということにもう、本当に何のこともありません。とにかく、何でも応援しますから仮置き場をつくって除染をしてください。除染をするためには、する前の準備として事前のいろいろモニタリングありますね、それをする。それから、この同意書をとる。同意書の次に設計する。そして発注する。一連の行為があります。これが一番新しい、この放射能対策課をつくって環境の保全からもう一歩進めてということになりました。この中間において、やはりこのお金の問題等もありますし、あるいは今の環境省と復興の関係について、やはりどこまでこの補助として認められるのか。

もともと私は、この降って湧いた仕事ですから、全ては、この財源はこの原資を求めていくという姿勢でいっても、やはりこれはこの財務省が後ろにあったりして、そう簡単にはこの設計においては明快にイエスという答え出てこない問題いっぱいあります。これを、各、この部門、農業とかあるいは商業も、あるいは放射能対策ももちろんですが、その設計、いろいろな管理の中においてもいろいろな問題出ていますので、そういった共通項目とか、それを一々クリアしながら、さらには、やはり今回の財務の問題もありますね。多額のお金になりますので、これは最初からこの仮置き場をつくる際の説明は県の除染課長に来てもらって、そして、国と一体となって説明をしてきました。ですから、我が西郷村はそのご理解を得て、今仮置き場ができつつある。非常に早いというふうに県でも言われております。

さらに、財務的にも応援してもらうための打ち合わせをしております。これは、やはり、1人西郷村だけではありません。共通項目もありますね。そういったことを踏まえて、町村会とかそういったこの当面する除染のことをやってみる。ただ、それだけでは足りません。今言われたとおり、健康被害の問題のこともあります。モニタリングすると同時に、やはり、さっきのホールボディありましたね。こういったことも早く測って、どのポジションに自分の体があってどういった数字が得られたのか。では、その数字はどういった意味を持つのかということをやったり明らかにしなければ安心はできません。当然これは食べ物も同じです。100ベクレルといったものがアメリカでは、玄侑宗久さんの本の中には1,200ベクレルだと。なぜこんなに差があるのだろう。いろいろな疑問がありますね。それをやはりいち早く発見していくためにも、この専門家、藤村教授の講演会から始まっていろいろなことをやってきました。やはり知識を得て、そして数字をわかる。それがどういう影響あるかということを理解しなければ、やはり初めての経験は大変だということがあるからであります。そういったことを含めてずっとやってきたわけでありまして。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 村長、もっと簡潔にお願いいたします。何と何と何をこうやっただと。

ただ、今申されていた除染、それに健康被害、食品に関して、県では仮置き場を置くのが早いと申しましたけれども、私から言わせれば遅いと思いますね。普通でした

ら、特に食べ物なんかは次の日ぐらいから対処していなければならない事項だったんです。私、原発起きた頃は議員ではなかったのでわからなかったのですがけれども、前の話ししますと、防災無線で原発についてはなくて放射能について、原発事故が爆発して放射能が飛散しています。危険ですから注意しましょうという類いの広報がなかったんです、全然。では、対策委員会は……対策本部ですね、一生懸命やっていたのはわかります。やっていたが肝心なことは抜けていたんですよ。これは、教育委員会にも言えることですがけれども、全て国の方向を見て指図待ちだというのが私の印象だったんです、あのときは。

ですから、今、村長申されたのは、本当に遅い対応だったと私は、一般村民として見ておりました。

それで、中間指針……中間指針ではなくて、原発損害の中断の話、時効の中断の話です。

昨日、これも室井議員の発言で感じたところです。これからは、それで、大体同じ質問だったので、そこで感じたことを私は質問させていただきます。

まず民法の724条において時効になるというお話を何度もその中で聞きましたが、村民の方で聞いていらっしゃる方が、その724条の時効というのが理解されていないと思うんですよ。それで、改めて民法の724条、どこにその時効というのが書いてあるのか、その性格について事務局からちょっと説明いただきたいのですけれどもお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

民法724条ということでございますが、ここに記載されているものを読み上げます。現代語で読み上げますのでよろしくお願いいたします。

不法行為による損害賠償請求権の期間の制限ということでございます。

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者またはその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは時効によって消滅する。不法行為のときから20年を経過したときも同様とする。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） ごらんとおり、724条にそのように規定されておりますので、我々議会は放射能特別委員会、これが大切なことでした。昨日本当に、村長、真剣味がなかったというか、放射能特別委員会を間違えて発言された。これは私も聞いていて非常にながかりしました。村長、気をつけてください、以後。

これによって私たちが受けた、村民が受けた損害が時効を迎えてくる。私、広報にも書きましたが、非常にここは大切な問題です。私たちは村民の生命・財産を守るといふもとに議会活動並びに執行活動を行っていると思うので、その財産権の部分が時効になると、執行されなくなるという話なんですけれども、この時効の消滅について村長は勉強されていたかという知識として入れていましたかというのを1回ご確認

したいのですけれども。時効の中断を認識して、それについて学習したかというか、知識として頭の中に入れたかというのを確認したいのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） もちろん、時効、最初からのもので3年という、もちろんそれはあります、頭に。今、財産権ということで申されましたが財産のことですか。今のところよくわからないかった。時効だけであればもちろん最初からわかっていた。ただ、何をこの請求するのかということ、いっぱい項目ありますので、その件をちょっとわかかってといいますかお示しいただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 何を求めたいかという問題ですね。（不規則発言あり）失礼しました。勉強はしてきました。

それで私は、今、村長に言われましたが、村側の対応を質疑する立場でありますので、このことに対して村側はどのようにお考えかお聞きしたいのですけれども、村長。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 私がさっきお聞きしたのは、やはり項目いっぱいありますので、どういうことなのかなということでお聞きしたのですが、時効の全体のことだということですので。

やはり時効は、この法律、今の民法上はこれ動いておりますので、これをどうこの中断、あるいは除却、除斥するかということになります。

1つは昨日申し上げましたね。1つは、やはり去年といいますか今年できたやつ。そのADRの1年1か月で提出しなければという、ちょっと片肺飛行みたいなものがある、これは不具合ですので新たなものを求めている。もう一つは法律で決めてもらいたいということが、その例の参議院で昨日言われた、さっき他人行儀だという話ありましたが、法律は国会でつくってもらうということで国会議員あるいは関係省庁にお願いするということになって新たな法律を求めています。

もう一つは、やはり東京電力の姿勢として、これは信義則に反しないように、時効が来ても個人その他の状況を勘案して、これは時効が過ぎてもお受けしますという態度ですが、最終的にやはり新しい法律つくってもらうしかないだろうというふうに思っているところであります。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） さっき言った他人行儀がまさに今言われたことで、参議院に任せるとか、だから私が言いたいのは、村側はその時効を中断させるために、例えば、昨日、これも室井さん言った話なんですけれども、724条を改正しろというと、大事なことを言われたんです。他の事件に、他のほかの事例、事案に及びますよというのを言われたんです。そこを村長、720カットしろという、そのカットしろという部分しか聞かなくて、その他の事例に、事件に及ぶからこれはできないだろうという趣旨のことを言ったんですよ。（不規則発言あり）室井さんがです。室井議員がです。

ですから、この724条をそういう、弁護士は動いていますよね。3年は、この事

例に関しては外してくれないかというのを動いていますけれども、それは向こうがやっているやつで、村長自身が、村の損害を受けた、精神的苦痛ばかりでなくて行動の制限までされていて、そういう部分について、村の人たちが何に悩んでいて、どういうことをしてほしいかとか、東電に対して、国に対して何を請求していったらいいのか自分が思っている今、この悩みをどこにぶつけたらいいのかというのが、村側が、私が思っている部分では村側が全然動いていないでしょう。アクションというか動きが見えないのですね。議会はやっていますよ。対話集会やってみたり、この間はアンケート調査しましたね。その前、村長に予算、去年の12月ですけれども、村民はどんなことを考えているのか調査してくださいということを言っていたんですよ。昔は車座集会とか何とかと行って公民館とかいろいろな部分を回って、それでいろいろな話を聞いていたと思うんですけれども、私が議員になってから1回もそういうのを見えていないんですね。それも、こんなに大きな事故というか事件が起きているのにも関わらず一向に見えない。村民の意向というか意思はどこで把握しているのでしょうか。もう一度お聞きいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 広報広聴機能、もちろん、この班の区長会においては地域座談会をやります。区長様とこの場所、時期を設定してあらゆる範囲でやります。やっているところもあります。このごろは減りましたけれどもね。最初はやはりこの放射能のことが一番でありますので、その先には講演会ということで放射能の知識をやはり習得していただく。こういったことで来たわけであります。

やはりこのいろいろな賠償、例えば農業、商工業いろいろありますよね。説明会をする。そして、最初は3か月後ですっけ、請求があったりということの中においてそれはこの減収になった分の補てん、そういったものをやっておりました。その後については、やはり放射能における慰謝料をと、そういったのがあって、この白河、会津の線引きを変更しろという動きが出てきました。これは一部補てんがされましたが、やはり地域の分断する理由、よく理解できないので、これはやはりこの東電とやっている状況でもございます。

そういったことでいろいろ、この意見を聞きながらということですが、車座集会というよりは地域座談会においてこの意見を聞いていくというほうが主だというふうに思っております。そればかりではありませんけれどもね。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 悠長な話で、村長、間に合わないんです。だからうちらは一生懸命動いていたんですけれども。やっていくではなくてもう行動していないと間に合わない。これからは、逆算しますと……では、課長。今、気がつきましたが時効の起算点、私、書きましたけれども時効の起算点、どこからが起算点になるか、そこ説明していただけますか。それで逆算できますから。昨日、時効は3月と言っていましたけれども正しくはないんですね。3月では。いろいろの幅はありますけれども。起算点はご存じですか……いいです。いいです。わかりました。

この起算点も大変重要なんです。そこから逆算しまして、私たちは来月中に、もう動かないと間に合わないという。これは弁護士等と、あと議員、荒井参議院に聞いて、そのぐらいでやっていかないと、例えば、何千人の村民を対象にした場合、間に合わないぐらいなんです。経費もかかりますし。

ですから、その起算点をちゃんと明確にして、今逆算して我々はもう行動をとらないと間に合わないという状態で、今動き始まっているんですけども。村長は村側として、どういうふうはこの問題について行動、先ほどは……何を言ってたんだか線引きの話しましたよね。

では、話戻します。

村側として。もっと言えば、時効を中断する意思があるのかというをまず確認したいのですけれども。よろしいですか、その質問で。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 賠償するものがあって、時効が来てしまうと困るようなやついっぱいあります。ですから時効は中断してもらいたい。そもそもそう思っています。

そうしますと、先ほど民法は基本法ですから直せません。これは原子力の第一原発によって起因するものという前提がついた特別法でこれを中断するというのをしなければだめなわけです。ただ、今言ったとおり起算点がいつになるのか。さっき知り得たとかいろいろありますよね。それがあって中断されては困るということがあるので、やはり立法をしてもらいたいという動きでいろいろ陳情しているわけです。

ただ、さっき冒頭申し上げましたのは、賠償にはいっぱいあります。財物から、それから値段が下がってしまったり。具体的にですね。そういったものを補償とか、最終的に、そして精神的苦痛と慰謝料があります。慰謝料の問題については浪江町が35万円出しましたね、この前。それがどういうふうにするかということを見ています。もちろん、浪江町が、今、月10万円ということが足りないから35万円にしてくれというふうに言うております。これはADRに出して、和解の労をとりましょうという弁護士がいてやっているというふうに聞いております。

地域的には、やはり、原発に非常に近くて、そして避難生活を余儀なくされている。要するに自分の家には住めない方です。そういった方の精神的苦痛で今やっております。その次には、この避難をする区域ということで、今度は須賀川、矢吹の中間、境が入りましたね。あの区分によって精神的苦痛と慰謝料に対するお金の額が変わってきたわけです。その中間において、どうも原陪審と東電の答に納得できないということがあって県は基金を使って補てんしたと。ただし、その後については今年また1回出ましたが、それについて、やはり3区分ぐらいの大きな区分けが見えます。

では、西郷村はということがありますので、それについてはやはり同じくすべきであるということで線引きの見直しをしてもらいということを白河、会津の協議会でやってきましたね。これも引き続きまだやっています。

そういうことがあって、動きの中にやはりこの時効というものが入り込むのであれば非常に困るということで今動いているわけでありまして。

最終的には、この民法の特別法は変えられませんので、やはりこの放射能の爆発、原子力発電による爆発のこの原因に生ずるものについては、やはりそれに基づくものの時効についての中断ですね。この法律をつくっていただきたいという運動をしているわけであります。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 今、時効の中断をしていただきたい。ですから、村長が何をこれからやっていかなければ、時効の中断について何を執行側というか行政側はやっていかなければならないというそのプロセスですよ、要は。この集団申し立て、これ、浪江とひっぼ地区と南相馬の小高町では全然違うんですよ、やり方が。それは事務局のほうで勉強なさっていますか。しているかしていないかでいいですから。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答え申し上げます。

浪江の原発賠償請求については資料を全部そろえてあります。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 事務局は全て資料をそろえているそうです。そうすると、やり方は全て把握しております。あとは村長がそれをどう使うかです。時効について村長は、時効の中断について、行政側として行動を起こすのでしょうか質問いたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） それはずっと、昨日、16番にお答えしたとおり。

やはり、1番は特別立法をつくっていただくために、やはり国会議員に、あるいは関係省庁に頼むと、これが一番で、次はやはりいろいろな財物はここは関係ないですね。やはり精神的苦痛とかそういった線引きについては、やはり納得いく説明と、それは戻してもらおうという運動もやります。そういうことでやっていきたい。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 課長。村長にレクチャーというかなさっていたのでしょうか。というのは、時間が要するのです、この賠償の申し立てには。ですから、国がどうのというより、それはそれとして、決まればいいんですよ。決まればいいんです。そこが外れれば。外れるというか別なやつで特例として、放射能に関する部分は除いていただければ楽なんですけれども、それはそれとして、その724条が執行される時そこを押さえていこうというか担保しておかなければならない部分があるんですよ。そうすると、今すぐ動かなければならない。そういう時期には来ているんですよ。ですから、ずっと言っているように、他人任せではなくて西郷村の村行政としては、どういう方向でそれを阻止する行動をしていくのかというのを聞きたいんです。再度お願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 答えは同じです。

やはり、時効中断に対しては、1つはやはり立法。それから、東京電力の今の柔軟な対応。それから、新しい法律の中に、やはり、原子力の災害による特別なものにつ

いては中断する新しい法律をつくってもらうということが一番だというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） では、もしそれが決まらなくて、この724条が施行されたときには、村はというか村民は泣き寝入りしてもいいというお考えなのでしょうか。よろしく申し上げます、答弁。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 泣き寝入りということは、やはりまずいと思います。最終的にはこの問題は裁判になる。誰しも法曹界ではそう言っていますよね。それは、裁判というのは個々の問題があって、やはり個別の差が出てくるから、しかし、それは柔軟に早く解決したいということで原陪審の指針の中に1つの対応、グループ分けをしている。同じようなものについては早く決定して賠償を進めていくというものがあります。それを最終的にやった場合に、個別のものがまとめられればそれはそれでこのグループになりますが、しかし、最終的に個別のものについては裁判にならざるを得ないだろうという言い方もあります。

そこで、やはりこの原陪審というそれを促進する機構、機関ができましたので、その中間から本指針に早く移行してもらおう。それから、その対応についてもグループ分けの詳細化と、それからこの細かさについてのものを早くつくる。それにのっかって東京電力の賠償を進めると、こういう形になっています。

ですから、そのものについて時効の中断がすると、できるとするならば、やはりその流れの中において特別立法が成立したり、あるいは東電がそれを、この時間が過ぎても対応をするといったことで対応していくということやっていくしかないというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 村長はすばらしい方というか大変素直な方というか、いい育ちをされてきたのかなと思っておりますけれども。

疑ってかかっているかいないと、私たち今説明下手です、私は。でも、弁護士に言われたのは、そんな簡単ではないという話なんですよ。もっと、東電・国はしたたかで、出すものを出さないだろうというのが本来の見方。ですから、東電がだろうと今社長がおっしゃっているやつですよ。これしないという。でも、その法律も変わらないというのもわかりますよね。変えない。724条が変わらないというのも。ですから、東電が言っていること。国が、今、参議院でやっていること。それはいい方向に、これ転がればそれはいいんですよ。でも、そうならないのも、私たちは考えておかなければならないと思うのですよ。

ですから、民法の724条がある限りそこを阻止しなければならないというのが、我々が課せられた使命だと思っているのですよ。ですから、私たち議員……議員というか放射能特別対策委員会のほうではそれを粛々やっていこうと、そういう話なんですけれども、それに関して村長側、村長側というか村長どうお考えですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 肅々とやっていくのは非常に結構なことで、やはりそれはそれで、この目的そのとおりですからいいと思います。私も、やはり今のように、最初からいろいろな解説が出ていますが、やはり弁護士会とか何かの判断も、最終的に個人個人のことになった場合は、その1人対東電になるということは明らかだというふうに言っております。でも、しかしそれをやった場合は、膨大な時間と膨大な手間暇がかかる。お金もかかります。弁護士費用とかそれをどう早くするかということで原陪審ができた。原陪審はその指針の中に、1つのモデルといいますか対応をグループ化していますね。それが細分化、今急いでおります。細分化するということは個別のものに近づいていくのだらうと思います。しかし、そう簡単に事は進まないということもわかっております。

では、どこで落ちつくのかというふうになりますと、やはり今言われたとおり、どこかには、言ったとおりになるのかどうかわからない部分ありますよね。ものには限界があるはずだし時間も限界がある。年をとってしまう。水俣病のこともありますね。ですから、あのようにならないようにということが1つのやはり他山の石で、今回の特別立法は全てそこから出ている。しからば、やはり今の当面する問題の裁判の問題と、将来、甲状腺、ヨウ素の被ばくによる甲状腺が後で5年後あたりに出てきたらどうするのかということがあって、民法の除斥についても撤廃するようなことを考えなければ将来の健康不安に対する手当てにならぬということから特別立法はやはり早く制定しろという決議がされたわけでありまして。私どもはそのとおりだと思っておりますし、やはりグループ化するものに対応できるものはそれなりに対応していただく。それは具体的に、この白河、会津地方と、これから須賀川から以北の問題。それから、さらにはこの20キロあるいは三区分別の中。いろいろ対応は違いますがけれども一つのグループ分けがされてきて、それについて賠償していただきたい。ただ、それは満足はいかない部分があります。議会でも出ましたね。私は請求しません。言っていましたね、前。そういう話があったりして、やはりどこかでは話を落ちつかせなければならぬ努力をしなければならぬ。これが今の線引き解消、白河、会津の損害賠償の協議会の立場です。

そういったもろもろの動きをしながら、やはりこの財物、その他の経営被害、いろいろな問題が出てきますが、やはり精神的苦痛。今、当地方においては、まず、自分の家にも住めますし。ただ自主避難がいっぱい動いておりますので、そのほかに、そのものについてはどういう対応をしていくかということについては、やはりこの、一つのブロック分けとして西郡、そういったもので共通課題として取り組んでいこうということをやっていかなければならぬというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 村長は時効手続がちょっと、内容がわかっているらっしゃらないかもしれないですよ。さっきから個別個別と言っていますけれども、浪江とひっぼ地区と小高地区、これやり方違うんですよ、全部。課長わかりましたら、そのやり方の違

い説明してください。3地区。わかりますか。（不規則発言あり）では、浪江ありましたよね。浪江だけでもちょっと言っていただけですか。

○議長（鈴木宏始君） 放射能対策課長。

○放射能対策課長（藤田雄二君） お答えします。

まず浪江につきましては、もう訴訟を原則としてADRはもう当然通過点ということで考えて出しておるということなんですね。ADRに申し込んだ時点で東電から、東電のほうに席に着かないということで和解成立はされませんでした。そのものについては、もうADRではなくてもう裁判ということを目指して浪江では動いておりましたので、まず、浪江の方法でございしますが、ADRの申し立ての背景として、1年前ほどに浪江で支援を受けている早稲田大学法学部の方から集団申し立てを行ったかどうかという相談がありまして、1次募集をし、村民に対してアンケートをとりましたね。そういった流れで集団申し立ての法的裏づけとして条例を整備しております。また、申し立てを行ったりADRに問い合わせしたところ、町が代理人になることは条例の整備は必要ないということ回答がありましたが、浪江町ではこれを定めております。その条例の支援策として25年8月1日で弁護士を3年間、常勤で雇用しております。

それから、集団申し立てに関しましては、弁護団については日当制としまして、都内活動日額1万円、都外、都外というのは、今は東京ですね、以外活動に日額1万5,000円、こういった費用を払いながら、浪江町では10万円の精神的賠償を35万円の損害賠償の請求を行っております。

いろいろ申し立てをした中で、東電からは、そういったものについては善処に対処したいということですが、なかなかこのADRに申し立てても東電が席に着かないという事例がございします。そういったものをどうするのか。そういったものを検討しなくてはいけないだろうと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） その集団的申し立てというのが行われております。個別の事例は南相馬市の小高地区ではやっておりますけれども、さっき村長がおっしゃったように、個別的にやりますと非常に時間とお金がかかります。ですから、いろいろな方法ありますけれども、そういういろいろな方法を検討しなければならないのですよね、これから。それに向けて。だから、そういういろいろな検討がありますので、村長は、議会はやると、議会ではなくて放射能特別委員会、一応議会ですよね。の、中の、我々の組織は促進部会のほうでは……促進部会ってあるんですけれども。（不規則発言あり）ええ。これも気になったのです。村長、24回、放射能特別委員会やっておられるのですよ。議会は議会として、私は私としてと昨日発言ありましたけれども、議会がやっていることを執行部がまるっきり知らないというのもおかしいのですよね。車の両輪でしょ。ですから、その情報共有はやったほうがいいと思っていたんですよ、聞いていて。

ですから、村長忙しかったら総務課でも誰でも構わないですから1人入らせていた

だいて、その議会、特に放射能特別委員会ではどういう動きをしているかというのをやはり逐次、情報を入れておいてもらいたいと思うんですよ。私個人の意見なんですけれどもね。

ですから、村執行側も議会も一丸となってやったらいいのではないかというのは、私はそう思っているのです、常々。

ですから、これ、本格的にやりますとお金も大変かかるのですよ。弁護士立てますからね。いろいろな人材というか人も動かしますから。全村民を対象にするのでしたらですよ。

ですから、そういう労力とか人材とかお金とか、非常に時間とかかかりますから、村側が、おら知らね、村民はどうなってもという話ではないと思うんです。村長もそう思っていないと、私は昨日話を聞いていて、私もやっているよという、お互いに村をよくするように一緒にやるに決まっているのではないかという村長答弁にちょっと書いてありましたので、ですから、この問題については本当に真剣に取り組んで、その時効の中断に執行部と力を合わせてやっていきたいと思っておりますが。これは私の意見です。まだ、促進部会とか、のほうでは決まっておりますけれども。いかがですか、村長。その辺の気持ちお聞きしたいんですけれども。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 昨日決まっていると言ったのはそのとおりで、それ以外のことは無いわけです。やはり我々はそういう意味でここに立ってここで議論をしています。

やり方もいろいろ、今お互いにいろいろなことを勉強しつつということもあったり、今、時間が迫っているとかいろいろありますね。やはり議論を尽くす。あるいは資料を共有する。情報を共有する。そして、やはり目指すところを早くやっていく。これは当然でありますので、気持ちは議員と同じだと思います。やはり議論を尽くしていきたいというふうに思います。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） そういうことで、村長にも力強いお言葉いただきました。時効の中断ということで一般質問をさせていただきました。

最後に村長の決意です。時効の中断を村執行部側としては、推進というか行動に起こして前向きに進んでいこうと思っていられるのか決意をお聞きいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 時効の中断は、この原子力損害賠償法ができたときから最大の目標になるだろうというふうなことは議論しておりました。今でもみんなそう思っております。私もそう思っておりますし、何かはしなくてはならない。ただやり方がいろいろ提言がありましたので、できる部分はやって頑張っていくということにしたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 村長、ちょっと曖昧です。やるかやらないかでお答えください。やるのですかやらないのでしょうか。行動を起こすのでしょうか起こさないのでしょうか

うか。どちらですか。はいかノーか、それでいいです。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 総論はしなくてはならないです、それは。ただ、やり方は今言っていますので、それはいろいろ議論してやっていきたいと思いますということであります。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 村民の皆さんも不安がっております。では一例を村長、私はこういうふうにと。こういうふうにと「こう」を説明いただけますか。そしたらこの質問は終わります。私は私、村長は、この中断についてこういうことをやりますと明確にお答えできますか。していただけますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 明確にというふうに言われました。昨日からお答えしていると同じです。これはやはりいろいろありますよね。何をやるのかということも含めて。やはりこの時効というものが来て、やはり変なふうにならないためにということです。ただ一番は、やはり一番はこの国会の「その中断」ですね。特別法。これが一番重点として。私も思ってるし、県のほうも思ってる。今日行っていますよ、県にも国にも。

○議長（鈴木宏始君） 時間なので休憩に入ります。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより、午後 4 時まで休憩いたします。

（午後 3 時 3 9 分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後 4 時 0 0 分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

1 番鈴木勝久君の質問を許します。

1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 先ほどにつきまして、村民の方々から、県南地区は県中、県北と同じ線量にもかかわらず 4 万円しかもらっていないと。これは強く言われておりました。ですから、最低でも、その線だけは県中、県北と同じにさせていただきたいと、強い村民からの要望を言うのを忘れていましたが、村長の答弁の中に、県南地区と会津地域で、今その線引きについて行動しているんだというお話がありました。もう 2 年近くたっているので忘れていましたが、どのようなその県南、会津地方でその 4 万円を県北、県中と同じようにするというその動きはどのように行われて今いるのかお聞きいたします。いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） どう行動しているかですね。

今言われたことは全く変わっておりません。少なくともやはり 4 つの項目で線引きを理由にしましたね、原陪審は。私どもは原陪審とはまだ会っていませんが、この原陪審の委員会にお会いしたいと、文部科学省に申し入れしております。

やはり最初は、なぜ玉川と中島、鏡石と矢吹、天栄と西郷。よく調べると数値が逆転しているところがあります。4つの項目で距離とか今の値とか出ましたが、最大値はやはり線量を測ってという放射線量ではないのかと。飛んで来ますので。それをやはり納得できなければ、ああ、やはり同じくする運動はずっと続けていこうということでやってきました。

ただ、今回、8万円と4万円出ましたね。あの後もう一回やろうという意思表示しましたが、やはりちょっと崩れております。会津はもうやらないで、例えば高等学校の修学旅行900近く来てたものをそれを早く戻してもらいたいということなので、殊さら、この要求すれば放射能線量が高いのではないかという誤解を招くといったことが理由であったりして、だんだんこの足並みをちょっと緩めてきている。

そうしますとどうかということですが、今度白河地方ですね。東西白河と白河市ですが、この中も少し、今足並みはやはり同じでなくなってきている。ただ西郡は同じです。西郡は同じ気持ちでやっていこうと。具体的に、この玉川と中島、さっき言った鏡石と矢吹、線量全然、逆転しているところもあるというところがありますので、この説明を求めて、納得いくのならまだしも、できない場合は同じくしてもらおう。この線は崩さないということで、やはり文部科学省、原陪審に引き続き東電もやっていこうということで意思表示はしております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） その4万円いただいたところ、一番、私心配していたのは、その中で、最終の請求書の中に、「自主的避難等にかかわる賠償について、代表者は本請求書の内容をもって合意することを了承し」という文言が入っていました。ということは、これで打ち切りですよというのに合意をしていただいた。ここを、合意のところを消してくださいと我々は言っていたのですけれども、西郷村全体の村民には、全てそれは認識されなかったと思うんですよ。ですから、この「合意を了承し」というところを消さないでいただいたという経緯があります。これをいただいていないという、「了承し」というところで非常に難しい、今後難しいところがあると思うのですけれども、この4万円が合意した後にもお話というかそういうのを村長なされてましたか。していない。答弁お願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） その請求書は8月までとか期限切ってありましたね。その後はやりたくないとかやらないという意思表示を東電がしました。それは東電の意思表示ですね。でも、被害をこうむったほうは実はこちら側がですので、それはそれでもらっていても引き続きやっていく。それは私ども町村長の中ではそう思っております。ですから、引き続きやっていきたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） その会議ですね。最終的には、4万円もらった後にはやっていないと言われましたが、その前はいつ開いていたかお答えいただけますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 最初に立ち上げた後は、交渉ということで市町村長と議長が合同で東電に3回ぐらい行きましたね。その後、足並みをそろえてまた行こうという段階で、今、さっき言った会津のほうとかあっちのほうは少し歩を一緒ではなくて後ろに下がっていくという形になって全体の会議は開いていません。ただ、西郡の所存としてはやるということで今決めて、次に文部科学省とか原陪審にお会いするというのを今アクションを起こしています。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） それでは、そっちのほうも引き続き活発におこなっていただきたいと思います。

さっき、休議前に村長の決意を聞いたのですけれども、何かまた、何か最初に戻ったような歯切れが悪い答弁だったのですけれども、今後、本当に原陪審との和解仲裁、それから、その中断に向けて活動をしていくのには、非常に、さっき言ったように時間と労力とお金とがかかります。これ、村長、放射能対策委員会でその方法を活動していくとしたらその財源、それは担保、行政というか執行部のほうで担保していただけるのでしょうか。出していただけるかどうかということなのですけれども、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） それはやはり目的と必要性と、それから量と、いろいろとやはり議論をしてそして決めていくというふうになります。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 村民の、私たちも意向を聞いて、私たち被害者ですから、加害者が一方的に値段を決めた、それに乗るつもりはありません。村民の方々の悩み、要求、いろいろな面でお聞きしまして、村民の側に立った行動をこれからしていきたいと思っております。村長におかれましても、気持ちは一緒だと言われましたので、内容を吟味した上でご協力よろしくお願いいたします。

以上で1番の質問は終わらせていただきます。

続きまして、2番、教育行政についてお伺いいたします。ここに書いてあるのは幼児教育の対応についてでございます。

前回、6月議会におきまして村長に、村民の子どもたちをどのように育てていただきたいか、また育ていかせたいかという質問をしました。その中で力強い答弁を村長からいただいて大変納得するところではありますが、今、世の中は、これは9月13日の新聞の切り抜きであります、児童虐待通告1万人強。そのほか先生の虐待、いじめ問題等々いまだにマスコミに報道なされているところがございます。

このような状況で、我が西郷村におきましては、西郷村教育委員会教育行政推進基本計画というのを出されております。この中でいろいろな項目が取り上げられております。教育基本法にのっとった指針だと思いますが、全て大変網羅されておまして、これだけのことを教育行政はなさっているのかと感心、それから、大変すばらしい内容だと思っております。ですが、一方では、今言いましたように、諸問題、心の問題

といますかいろいろな事件が発生しておるのも事実でございます。

それで、その原因は何だというお話でございますが、基本的には道德の部分の教育なんですね。心の問題。村でも子どもたちの心の教育推進のための5つの提言というのをなされておりますが、実際問題としていろいろな事件が行われております。それで、今日は、根源的、根本的な問題から触れていきたいと思っております。

まず第1番目に、教育とは何のためにあるのかというその根源的な問いについてお尋ねしたいと思っております。教育長、教育とは何のためにあるのでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 1番鈴木勝久議員のご質問にお答えいたします。

教育の根底にかかわることで、教育とは何かというご質問であります。

私は、人が生まれてそのままの状態ではなくて、そこから知識や考える力や技能や態度、あるいは豊かな人間性、さらには健康、体力など、その生まれたままではない状態に人間の価値を高める。その概念と、それからその行為、それが教育だというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 今、全く言われたとおりだと思います。人は生まれてすぐ人間になるわけではありません。それは、例えば事例を示しますと……失礼しました。オオカミ少女の話があるんですよ。これは小さいときオオカミ育てられたアマラとカマラという話が有名でございますが、この2人はオオカミに育てられて、その後人間に発見されて人間の教育をしたのですけれども、最後まで言葉をしゃべられぬ。二足歩行もされないと聞いておりました。いかに小さいときの教育が大切か。

そういう部分である人も言っていました。これ、名前は、人は生まれたときから人であるのではありません。人間として教育を受けてはじめて人になるのですと。まさに、今、教育長がおっしゃったように、教育とは何のためにあるのかということで、このことが問題視されたのが1985年、たしか中曽根総理のときの臨教審、臨時……細かいのはわからないのですけれども、臨時教育審議会。その中で、しつけ教育について検討されまして、小・中学校道徳指導資料基本的生活習慣の指導、副題に、望ましいしつけの工夫というのが出されまして、そのしつけの効用といいますか、しつけが非常に大切だという部分が、その教育指針の中に盛り込まれておりました。

これを、今、教育長になってから、学校教育の中では早寝朝ごはんとか朝起きあいさつ早ごはんそれも2004年にも子ども宣言、その後子育て宣言といろいろその問題を提起させていただきました。

しかしながら、問題は学校教育だけの話で終始していると思ったのです。このしつけについては家庭教育の見直しというところがあります。この家庭教育、ゼロ歳からの教育によって愛情と信頼に基盤を置いたしつけを行い、人間自己規制の基本と自主的生活習慣を育てていくことが必要であると。そのためには感受性を豊かにすることに重点を置き、親の自覚を促進し、家庭の教育的役割を活性化していかなければならない。また、その核家族化や少子化の傾向の中では、近隣地域社会との協力と連帯が

強く求められると、こうあります。それで第2の質問でございます。

その幼児教育をどう、この行政側でしていくかとそういう問題でございますが、教育行政のほうではどのようにこれに対応していこうと言っていたのかご質問いたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

まず最初に人の話がございました。私が言っているのではなくて、私も勉強をして、これはそういうことなのだなというふうに思っていることがあるので、そのことからお話しします。

人ということはどういう字で書くということと言われたことがありまして、私は漢字で人と書く、そこを普通にしていました。その先生は、人は3つあって、1つは片仮名で書くんだよと。それは、人として生物的に書くときは「ヒト」片仮名で私は書いているんだというその先生のお話でした。今度、法律とか社会的にとかそういう入る以前、法律とかで書くときはもう「人」ですよ。あるいは、場合によっては違う字で書いたり。教育的に言うともう一つ、「人間」というふうに書いてひとと読むというふうにおもおっしゃっていたんです。つまり、先ほど申し上げたことなんです。生まれたときのままではないいろいろな価値をつけて育つということだと。

今、幼児教育のお話がありました。幼児教育は家庭で育った子どもたちが、多分、初めて集団生活をする、そういう場をスタートすることになるというふうに思っています。幼稚園の入園式なんかに行ってそういうお話をします。これまでの何年間、家庭で育てていただいているいろいろ大変だったでしょうと。ご苦労もあったと思います。今日からまた幼稚園に入っていて、今度は先生のいる場所で集団生活をスタートしていくこととなります。家庭と一緒に育てていきたいと思っていますのでよろしくお話ししますというお話を申し上げます。

ですので、幼児期の子ども、1つの形として幼稚園という形がありますが、そこで幼児教育を行うわけですけれども、園だけではとてもそのことはできない。したがって、家庭と一緒に、また、西郷幼稚園を想定していただくとよくわかるのですが、隣にある家のお方とか、あるいは地域の方とか、さらにはPTAという組織とか、いろいろなところにお世話になり、私たち教育行政の立場の、あるいは教育機関も一緒になって、みんなで子どものことを育てていく。そして、先ほど申し上げました人間的価値を少しでも高めて、それを小学校に、さらには中学校にというふうに育てていく、つながって育てていく。育ててもら。そういうことが非常に大事なのだろうなというふうに考えております。

したがって、西郷村のこの中でも、先ほど申されましたように、子ども宣言の話がありました。親の立場で非常に大事で、子育て宣言というものをもう一方で宣言していただきまして、その前文に、私たち西郷村の親は、子どもたちを授かたときの感動と子育ての大切さを忘れず、次代を担う子どもたちの幸せのために次の7つの子育て宣言を實踐して、みんなで協力して、健やかでたくましい子どもを育て

ます。見守りますと。そういう前文にさせていただいています。そのことが、今お尋ねあったことの、この私の思いということ、教育委員会の思いということでもありますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 大変、学校教育のほうでも頑張るといっちゃるのわかります。しかし、この家庭がさまざまな問題とかいろいろな社会事情、それに核家族化、それと共働き等々によって、過度に放任主義に走ってみたり過保護に走ってみたり、なかなか今の団塊、もう団塊ジュニアという世代です。そのジュニアがその団塊の世代、まるっきりその戦後、働け働けというか経済至上主義の中で生きてきたので、家庭教育とかしつけ教育がなされないまま来たのも事実だと思っております。それが次の段階の団塊ジュニアの次の世代に今到達している状態でございます。今言われたのは確かにすばらしい方向づけをなさっていると思いますが、実際問題はそうではないという部分があります。この部分をどうしていただけるかというか、どうお考えになるし、今後どういう対処をしていくか。その辺にちょっと知恵がございましたらどのような方向づけを、そういう実際問題としては確かに言われていることはわかりますが、その親である人間がそれを認識していない、そういう状況にも置かれていないと。これをどのように解決していくかというのが非常に問題になる点だと思います。その点につきまして、教育のほうでは西郷村の教育委員会のほうではそれを踏まえましてどのようにしていくか、再度質問いたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

今お話しされたことは私も全く同感です。これは先ほど来申し上げていますように、どこか1か所で子どもを育てていくというそういう立場に立っては、多分、今、難しいと言われたようなことは解決していけないだろうというふうに思っています。

したがって、どうしてもこの連携、しかもその連携は役割分担をするだけではなくて、できればできるだけ幅広いのりしろ……私はのりしろという表現使いますが、のりしろがあって、そののりしろの幅でお互いにカバーし合いながら子どもの育ちをお互いに喜びながら進めていくと。そういうことがどうしても必要だろうなというふうに思っている次第です。

それで西郷村の教育委員会もそのことは取り組んでいきたいと思いますというそういう姿勢に立ちまして、学校教育並びに生涯学習の生涯学習課のほうでもそのことを公民館も含めて非常によく取り組んでいただいています、親業ということが、今非常に大事で、その親業のことを教えてください先生を複数回もう来ていただきまして、その親業についてみんなで勉強しましょうという機会を設けているところでもあります。

やはり、団塊の世代のお話ありましたが、団塊の世代でももちろんその他の世代でも、やはり子どもが授かったその子どもをどういうふうに育てていきたいのか。そのことを本気で考えること、それがやはりスタートだというふうに思っています。そこで考えただけではできませんので、実行ももちろんですが、考えた人だけでもだめだ

というのを先ほど来申し上げているとおりですので、言葉としてはちょっと抽象的ですが、社会総ぐるみでということを経験として使われてここ数年来ています。あの言葉は私は間違っていない、社会総ぐるみで本当に子どもたちに育ててもらおうということが大事なんだというふうに認識しております。そういうふうに私は考えております。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 大変難しいところに入ってきましたので、私も頭ではいろいろ考えておりますが言葉にするのがなかなか難しく。例えば、今、私たち世代以降の人間見てみますと、スピード出して警察に捕まると。運が悪かった、こういうお話しなんですよね。規則を守る、今、若い人たちでは万引きが平気で流行っていますがそれも悪気がない。度胸試しだとか。お金があるのに平気で人のものを盗む。これを、親含めてその意識を変えていくのは並大抵のことではないと。

学校側といたしましては、その道德教育をしていくのに、例えば、戦後、日本の教育基本法の中にアメリカの合理主義的発想が多々入っております（不規則発言あり）失礼しました。まとめに入ります。すみません。あと1分なので、質問を残しておりましたので、今のを踏まえまして、残しておいた質問があります。

真の教育者とはいかなるものかというのを1つ残しておりましたので、1分でお答えできればよろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

まず、教育者ということですね。教育者に必要なことっていろいろ言われます。その中のこの幾つか根本的なこと基本的なことですが、教育者はまず教育的愛情を持っていなければ教育者にはなれないというふうに思っています。教育の大事さを考える使命感も持っていなければなれないと思います。さらには、心身ともに健康でないと教育者としてはなれないというふうに思っています。そのほかにもいろいろあるのですが、そのことはまず3本の最重要柱の一つというふうに思っています。そのことをもとに、子どもを導き教えるのですから、その導き教える指導力、事業で言えば事業力、そういうものが要するというふうに思っています。

だから、教師としての人間の力、人間力と、仕事としてなった場合のその教師の力と両方相まって人を導いていく、教えることに努めていくということだと思います。そうやってもなかなかこの指導者って難しく、なかなか皆さんどの人に聞いても、今も道半ば、道半ばと皆さんおっしゃいます。そういう中にありましてある方がおっしゃいましたが、日々前に進むものだけが子どもの教育ができますよとおっしゃった人がいます。つまり、日々前に向く人というのは、子どもに勉強しろ学べばかり言っているのではなくて、自分がまず学ぶ。そういうことをしない人は教育者と言えない。それが真の教育者、そのように考えています。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木宏始君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

明日 9 月 20 日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後 4 時 35 分）

